

【厚生労働省委託事業】

児童館における福祉的課題を抱える
子育て家庭への支援に関する調査研究

令和4年3月

株式会社小学館集英社プロダクション

目次

目次	1
【第1章】調査研究の目的と方法	4
1. 調査研究の目的	
(1) 児童館ガイドラインの発出・改正の経緯	5
(2) 児童館に期待される機能・役割と活動内容	6
(3) 児童館の特性	7
2. 調査研究の方法	
(1) 調査研究委員会の設置・運営	8
(2) 児童館におけるモデル的な事業の企画・実施	10
(3) 実施内容を公表する機会の実施	10
(4) 報告書の作成	10
3. 調査における倫理面への配慮	11
【第2章】子育て家庭が抱える福祉的課題	12
1. 福祉的課題の整理	
(1) 育てにくさを感じている乳幼児家庭支援	13
(2) 子どもの貧困問題等にとまなう食事提供や学習支援等	14
(3) 中・高校生世代の居場所づくりに関する支援等	14
2. 先行事例の紹介	
先行事例① 大分県杵築市の取組	17
「杵築児童館と子ども第三の居場所の取組」	17
先行事例② 東京都調布市の取組	20
「調布市青少年ステーション CAPS 中・高校生世代の居場所」	20

1. 実施自治体の選定	
(1) 幅広い対象に向けた取組／専門的支援と連携した取組	25
(2) 児童館内の取組／児童館外の取組	25
2. 評価分析のポイント	
(1) 安心して過ごせる心地よい居場所の提供	28
(2) 個別のニーズ等を把握	28
(3) 保護者、家庭への助言・相談支援	28
(4) 生活習慣の形成支援	29
(5) 他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり	29
(6) 自治体における相談支援体制との関係	29
3. 岡山県倉敷市	
「子育て相談」を通じた児童館における継続的支援の取組	30
4. 愛知県愛知郡東郷町	
児童館における遊びや集いの場を活用した母親等への相談・支援	40
5. 沖縄県宮古島市	
児童館を拠点に中・高校生世代のコミュニティをつくる取組	48
6. 愛知県小牧市	
児童館外における中・高校生世代が集う居場所へのアウトリーチ活動	57
7. 事例 愛媛県松山市	
地域の社会資源と連携した学習支援及び軽食の提供	70
8. 支援について考える	
コラム① 「社会福祉士配置による効果」	80
コラム② 「思春期の課題に対する対応」	83
コラム③ 「要保護児童対策地域協議会や地域のネットワークに おける児童館への期待」	86

【第4章】まとめと提言 **89**

1. まとめ

- (1) 幅広い対象への支援 91
- (2) 専門的な支援へのつなぎ 93

2. 提言

- (1) 居場所づくり 96
- (2) 関係機関へのつなぎ、協働 98
- (3) 直接支援 99

参考資料 **102**

モデル的事業の関連資料

- 参考① 岡山県倉敷市 児童館における「子育て相談」の運営マニュアル 103
- 参考② 沖縄県宮古島市 「サード・プレイス」ご案内 117
- 参考③ 愛知県小牧市 「放課後 CHILL OUT」ご案内 118
- 参考④ 愛媛県松山市 「でらじのでら小屋」ご案内 119
- 参考⑤ 児童館ガイドライン 120

執筆協力者一覧 **136**

謝辞 **137**

【第 1 章】 調査研究の目的と方法

1. 調査研究の目的

(1) 児童館ガイドラインの発出・改正の経緯

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設の1つであり、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的とする施設である。国は、第二次大戦後の児童福祉法で位置付け、推進をしてきているが、当初の健全育成という考え方そのものが大きく様変わりしてきている。

全国の児童館の多くが小型児童館と児童センターで、現在小型児童館は減少傾向にあるが、児童センターは若干増加に転じている。自治体の施設マネジメントの検討過程のなかで、施設の複合化や複数の小型児童館をまとめて児童センターに変えていくような検討が進められている。

現在4,398か所で運営主体別に公営2,488か所、民営1,910か所となっている。施設種別数として、小型児童館2,533か所、児童センター1,733か所、大型児童館19か所、その他の児童館が113か所となっている。実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人等である（令和2年10月1日現在、厚生労働省「社会福祉施設等調査」）。

国は、児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。その後、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置）及び同委員会に設置された「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」（平成29年2月設置）において、児童館ガイドラインの見直しについて検討を行い「児童館ガイドライン」改正案をとりまとめた。これを経て、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月「児童館ガイドライン」の改正を自治体あてに通知した。このガイドラインに示されている児童館の機能や役割の具体化することを目的とし、今後の児童館活動の方向性検討に資する調査研究事業を実施する。

(2) 児童館に期待される機能・役割と活動内容

平成30年10月に通知された改正後の「児童館ガイドライン」では、児童館の機能・役割として、以下の5つの点を挙げている。

- 1) 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進
- 2) 子どもの安定した日常の生活の支援
- 3) 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
- 4) 子育て家庭への支援
- 5) 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進

遊び及び生活の場での「継続的な関わり」を通して「適切な支援」をし、発達の増進に努めること。また、「子どもの遊びの拠点と居場所」となることを通して、子どもの安定した日常の生活を支援することが機能として挙げられる。

また、子どもと子育て家庭の「課題の発生を予防」し、かつ「早期発見」に努め、「専門機関と連携」して適切に対応すること。子育て家庭に対しては、「相談・援助」を行い、「子育ての交流の場を提供」し、地域における子育て家庭を支援すること。また、「地域組織活動の育成」を支援し、子どもの育ちに関する組織や人のネットワークを推進し、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担う。つまり、児童館が地域のハブとなって、その機能・役割を定着させていくことが本調査研究でもねらいとなる。

児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察し、普段と違ったところを感じ取り、専門機関と連携して適切に対応することが期待される機能の一つである。本調査研究では、「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」に関して、全国の児童館において参照されたい取組の企画等を通じて、今後の児童館活動の方向性検討に資することを目的とする。具体的には以下の3点に着目する。

1) 配慮を必要とする子どもへの対応

障害の有無に関わらず、子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。

2) 子育て支援の実施

子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等とのふれあい体験の取組を推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。

3) 地域の健全育成の環境づくり

児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

(3) 児童館の特性

児童館ガイドラインで示された児童館の特性は①拠点性②多機能性③地域性である。本調査研究ではこれら児童館の特性を生かした取組を行う。

①拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

②多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶなかで、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

(以上、児童館ガイドラインより)

これら児童館の特性を生かし、福祉的課題を抱える子育て家庭への支援について、他の自治体や児童館等での実施に資するモデル的事業を実施する。さらに、地域と子どもに関わる関係機関等の横展開の可能性についても考察する。

2. 調査研究の方法

(1) 調査研究委員会の設置・運営

福祉的課題を抱える子ども・家庭への支援体制において児童館の特性を生かし、地域
の関係機関等と連携する取組について、モデル的な事業を実施する自治体等の選定、
評価、周知方法の検討等を行うために、有識者、児童館関係団体、市町村の児童館所管
課担当職員、児童館職員等による調査研究委員会を設置・運営した。調査研究委員会は、
下記(2)(3)(4)についても助言を行う。

調査研究委員会の実施日時及び方法、議事については以下の通り。

第1回	令和3年6月25日(金) 13:00～15:00 WEB会議
	1. 調査研究事業の実施計画について 2. 児童館におけるモデル的な事業の実施候補地の選定について 3. 実施計画を踏まえた今後の進め方について
第2回	令和3年8月4日(水) 10:00～12:00 WEB会議
	1. 取組事例発表、質疑応答「大分県杵築市の取組について」 2. 児童館におけるモデル的な事業の実施候補地、企画(案)について 3. 取組の評価・分析視点に関する整理について
第3回	令和3年10月22日(金) 13:00～15:00 WEB会議
	1. 取組事例発表、質疑応答「東京都調布市の取組について」 2. 児童館におけるモデル的な事業実施の進捗状況について 3. 取組の評価・分析視点に関する整理について
第4回	令和4年1月19日(水) 10:00～12:00 WEB会議
	1. 児童館におけるモデル的な事業実施の進捗状況について 2. 取組の評価について 3. 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーの発表について 4. 報告書について
第5回	令和4年3月10日(木) 13:00～15:00 WEB会議
	1. 事業報告書について 2. 児童館におけるモデル的な事業の評価、今後の課題や展望 3. 本調査事業のまとめ、提言について

有識者等による調査研究委員会

氏名	所属
安次富 美和	沖縄市宮里児童センター 所長
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
河崎 みゆき	一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部 主任
栗原 尚恒	調布市子ども生活部児童青少年課 主幹
高橋 由香里	北名古屋市鍛冶ケ一色児童館 館長
野上 兼一	杵築市福祉事務所子育て支援室 主幹
藤高 直之	立正大学 社会福祉学部子ども教育福祉学科 専任講師

<事務局>

氏名	所属
阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課児童健全育成専門官
尾崎 春彦	株式会社小学館集英社プロダクション
畠添 茉奈美	株式会社小学館集英社プロダクション
高久 友	株式会社小学館集英社プロダクション
濱口 裕子	株式会社小学館集英社プロダクション
谷 秀晴	株式会社小学館集英社プロダクション
山辺 さおり	株式会社小学館集英社プロダクション
田中 沙織	株式会社小学館集英社プロダクション

※敬称略

(2) 児童館におけるモデル的な事業の企画・実施

児童館はすべての児童が利用できる児童福祉施設であることから、乳幼児から中・高校生世代を育てる子育て家庭や妊産婦を対象とすることができる。気軽に訪れることのできる身近な拠点として、関係機関や地域住民との連携によって福祉的課題を抱える子育て家庭への支援を行うことができる可能性がある。

このような前提を踏まえ、調査研究委員会において選定された自治体において実施児童館の選定を行い、児童厚生員をはじめ児童福祉や教育分野等の関係者による協議を行った上で、モデル的な事業の企画を行った。

事業の企画に際し、当該自治体における要支援児童や困難を抱える家庭に対する支援体制を考慮し、児童館が効果的に活動できる内容とした。事業は、児童館内のみならず、館外での活動も想定した。また、福祉的課題には多様なものが想定されるため、地域の実情に応じたものを検討した。

(3) 実施内容を公表する機会の実施

実施内容を公表する機会として、令和4年2月6日の厚生労働省主催「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」の事業報告として、本調査研究の取組内容の進捗報告を行った。

児童館の機能、福祉的な課題への取組の拠点としての可能性を、参加者に伝えることを目的とし、事業の趣旨、背景、児童館ガイドラインに基づいたポイントをまとめ、児童館の機能・役割における、福祉的な課題の発生予防や早期発見、あるいは関係機関との連携による対応をセミナー参加者に確認してもらう機会となった。モデル的事业についての、評価に関する視点も報告した。

(4) 報告書の作成

上記(1)～(3)の実績についてとりまとめた報告書を作成した。

報告書では本調査研究の背景、目的、方法、モデル的事业の実践報告と実施状況を評価した内容、今後の課題等を記し、福祉的課題を抱える子育て家庭への支援について、他の自治体や児童館等での実施に資する報告内容としてとりまとめた。さらに、モデル的事业以外の先行事例の紹介や各専門委員の知見に基づくコラムを取り入れることで、より幅広く福祉的課題を考察することを目指した。

3. 調査における倫理面への配慮

本調査研究における倫理面への配慮は下記の通り行った。

- (1) モデル的な事業の実施状況の評価については、事前に、事業の実施及び報告の趣旨と評価の内容について説明を行い、同意を得て実施した。モデル的な事業の実施状況の評価の報告の資料は、提供者の同意を得て掲載することとした。
- (2) 個別で行ったアンケート調査は、調査結果を調査者が当初設定した目的以外に使用されないよう配慮した。
- (3) 報告書作成に際しては、利用者データや事例などの記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

【第 2 章】子育て家庭が抱える福祉的課題

1. 福祉的課題の整理

児童館に期待される福祉的課題を抱える子育て家庭への支援とは

児童館に期待される、福祉的課題を抱える家庭に対する支援のあり方について考える。自治体や地域の関係機関のなかには、児童館を子どもたちの支援拠点として、地域ネットワークにおけるハブ的な存在価値を見出す動きがあり、昨今、その機能や役割が期待されているところである。

子育てを取り巻く福祉的課題は多様である。本稿では、喫緊の課題と考えられるものを取り上げ、児童館の特性や児童厚生員の専門性から、課題への支援方策の可能性について検討してみた。

(1) 育てにくさを感じている乳幼児家庭支援

子育て世代包括支援センターの全国的な整備や産後ケア事業のひろがり等、保護者、妊産婦に対する支援施策の充実が進められるなか、妊産婦や子育て家庭につながる機会の拡大が課題として取り上げられている。乳幼児健診等での接点は年齢やタイミングによるところが大きく、できるだけ早期に地域の身近なところで、妊産婦、また、乳幼児を育てる家庭とつながることが非常に重要である。また、それが切れ目なくつながり続けられることが期待される。

言語や歩行等の発達の遅れ、多動、こだわり、偏食等、子どもの発達に関すること、また保護者の困りごとや悩みなどは、一時的なものも含まれるが、当事者にとってみると、その「育てにくさ」は深刻な課題であり、児童虐待につながる可能性も潜んでいる。これらの課題の早期発見・早期支援への取組として、すべての子育て世代が気軽に相談ができる機会が求められている。児童館、地域子育て支援拠点事業所等は、「かかりつけの相談機関（身近な相談先）」として、定期的に保護者が通える場所として活用できうる。なかでも児童館は、子どもの年齢等を問わずに誰もが利用できることが前提としてあるので、子育て家庭との親和性が高い施設である。

児童館ガイドラインにあるように、児童館での乳幼児家庭支援は、保護者の支援と乳幼児支援の2側面がある。児童館に行けば何か良いことがあるかもしれない（楽しいことがあるかもしれない、困った時には助けてもらえるかもしれない）という乳幼児親子の来館のきっかけや安心感につなげていくことも期待されるところである。そのため、育児相談や定期的な開催する教室等で、児童厚生員が課題を早期発見するために、相談対応・支援を

目的とした実践を検討できるものか、また、児童館側も支援機関につなげるだけでなく、支援機関で児童館を紹介され、来館する親子に対して遊びや見守りを通して適切な対応を実践できるかなど、児童館の機能や役割の具体化について考察する必要がある。

(2) 子どもの貧困問題等にとまなう食事提供や学習支援等

子どもの貧困（相対的貧困）が社会問題となるなか、貧困や不和の状態にある家庭が抱える多様化した課題に対する児童館の取組の一つとして、食事提供や学習支援等は、直接的な支援として効果的と考えられる。これは、児童館の特性を生かしながら、地域に住む福祉的課題を抱える子どもとの接点をつくる取組である。単なる「提供・支援」の場としてだけでなく、児童館は子どもに開かれた施設であり、「居場所」となりうるであろう。

また、児童館が地域のハブ機能としての役割を担う上で、支援機関や学校の教職員との連携は大切であり、気になる子どもたちについての情報を共有しておくことで、課題を抱える子どもたちの居場所を提供することができ、児童虐待等の福祉的課題がみつかれば、すぐに連携をとり適切な支援につなげることもできる。さらに自治体の協力が加わることで、幅広い支援が可能となるであろう。

家族形態の多様化や家庭内の事情で困難を感じている子、保護者による養育困難により学習や食事について十分な機会が与えられていない子など、表面化しにくいケースもある。課題構造が複雑になっており、地域で孤立している状況を把握することすら困難なケースもある。児童館において子どもたちの学習や食事を支援する機会は、そのような課題を抱える子どもの発見に持つながら可能性がある点についても着目していきたい。

(3) 中・高校生世代の居場所づくりに関する支援等

中・高校生世代への支援については、児童福祉施策のなかでは特化した施設・事業がない状態にあり、彼らも利用対象者である児童館は、何らかの役割を担える施設として注目されている。この世代は思春期特有の葛藤や、自身の抱える課題を他者に言い出しにくく、相談につながらないケースが増えている。学校に所属していたとしてもそのソーシャルワーク機能も十分に届かないなかにある。学校に属していない場合は、更に相談支援につながるのは困難が予想される。

児童館は、他の児童福祉施設にはない2つの視点で、18歳に近づく子どもたちの

居場所づくりに関する支援ができると考えられる。1つめのアプローチは、入り口部分となるスポーツやバンド等の活動ができる場を提供することで、彼らのニーズに応じてきた点である。2つ目は、継続的な関わりが築ける居場所づくりへの取組である。今後、児童館においてさらに重点的に取り組んでいきたい部分と言える。

多くの児童館では中・高校生世代を利用対象としているものの、その来館者数は、施設により大きく差が出ている。児童館は乳幼児親子や小学生向けの装飾が目に入り、中・高校生世代にとっては、小学生が行く場所のイメージが先行するため、来づらいのではないかという意見もある。利用時間帯をずらし、夜間開放のような中高生タイムを設けることも居場所づくりの取組として全国の児童館で実践されているところである。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活様式の変化は、中・高校生世代の児童館利用にも影響を及ぼしている傾向が見られ、同時に10代のメンタルヘルスや自殺者数の増加については、社会的な問題として思春期世代を取り巻く深刻な課題となっている。

児童館がそのような若者の居場所（サードプレイス）をどのようにつくっていくか、また、児童厚生員が地域に出かけ、中・高校生世代が集う場にアウトリーチしていくことも、施設の有する専門性を生かした支援と考えられる。より多くの中・高校生世代との接点を増やし、福祉的課題を抱える子どもたちの早期発見につながることが期待されている。

育てにくさを抱えている乳幼児家庭、子どもの貧困問題、中・高校生世代の居場所づくりといった課題ごとに児童館が実施できうる対応について検討した。児童厚生員等の職員が直接実施するものもあるが、多くは他の支援機関等との連携が欠かせなくなっている。児童館の持っている特性をフルに活用し、地域全体で子ども・子育て家庭を守る環境づくりが重要である。

児童館では館内で行われる取組と館外で展開される取組があり、いずれも何かしらの地域住民や専門的な相談機関との連携を行うことで、さまざまな視座を得ることができ、児童厚生員が持つ役割を発揮できる機会創出につながると考えられる。

子育てに関する困りごとや悩みを抱えている人の早期発見、そして早期に関係機関につなげるために、児童厚生員が要保護児童対策地域協議会をはじめ、支援機関等との連携・協力関係を築いておくことも大切な取組のひとつである。

児童館で子育てに関する相談対応を行うこともあるが、ときに個別の支援について、児童厚生員も葛藤を抱えることがある。そのような点から、外部の専門的なスタッフ等による協力や助言を受けられる運営体制の構築により、児童厚生員が本来持つ資質を生かしながら、福祉的課題を抱える家庭への支援に一步踏み出せる可能性について考える必要があるだろう。児童館は、保護者にとって、専門の相談機関よりも敷居が低く、気

軽に利用し、さらに相談しやすい点が期待されている。相談者によっては、自治体に自身の課題を認識されたくないという意向もある。今後、自治体における相談支援体制における児童館の位置づけを明確化していく必要があると考えられ、児童館の実践を整理し、考察することが重要である。

2. 先行事例の紹介

先行事例① 大分県杵築市の取組

「杵築児童館と子ども第三の居場所の取組」

大分県杵築市は、別府湾に面した国東半島の南端部に位置し、平成17年に1市1町1村が合併し、現在の杵築市に至る。人口状況は、令和4年2月末現在27,562名、高齢化率は38.13%であり少子高齢化が進んでいる地域である。

杵築市では、所管の福祉事務所が、児童館を含めた子育て支援業務を統括している。児童館は、杵築児童館と山香児童館の2館あり、共に小学校に隣接されている。さらに杵築児童館に併設して「子ども第三の居場所」が設置されている。

子ども第三の居場所とは

公益財団法人日本財団（以下「日本財団」）のプロジェクトとして、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B&G財団」）と連携協力しながら推進している、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに関する助成事業。困難に直面している子どもをサポートするために、放課後の時間に学習支援や食事提供等の生活習慣の形成に資する支援を行い、自己肯定感や人や社会と関わる力などの非認知能力を高めるための、安心して過ごせる居場所を提供することを目的としている。

杵築市は日本財団と連携協力している B&G 財団に助成を申請し、児童館に併設された複合型の拠点として「子ども第三の居場所 b&g きつき」を令和元年に開設した。令和4年4月から運営助成期間が終了し、杵築市に運営が移管される予定。

杵築児童館・放課後児童クラブ・子ども第三の居場所、運営における横のつながり

令和3年現在、市内の杵築小学校の児童数は約480人在籍しており、杵築市のなかでは一番大きな学校である。同小学校の隣に児童館が設置されている。また、児童館内に設置されている放課後児童クラブ「すこやかクラブ」と、同小学校の体育館内に設置されている放課後児童クラブ「のびやかクラブ」があり、利用者子どもたちは児童館と放課後児童クラブを行き来している。そして、児童館に併設して「子ども第三の居場所」が令和元年に設置され、家庭に課題を抱える子どもを支援する機能を備えた居場所として運営が進められている。現在、児童館、放課後児童クラブ、子ども第三の居場所については、杵築市から委託を受け「NPO法人こどもサポートにっこ・にこ」が運営事業者となり、3種の

事業所からなる複合的な機能を有する拠点を運営している。運営が1つのNPO 法人であることのメリットは、各事業所間の情報共有がスムーズな点、職員間の意思統一が図れている点が挙げられる。

杵築市児童福祉施設の年表	
平成 17 年	「杵築児童館」開館
平成 17 年	放課後児童クラブ「すこやかクラブ」開設
平成 19 年	放課後児童クラブ「のびやかクラブ」開設
令和元年	「子ども第三の居場所」開館（令和 4 年 4 月から自治体移管予定）

子どもたちに分け隔てがない対応をこころがける居場所づくり

子ども第三の居場所では、食事の提供や生活習慣の形成支援、学習支援の実施が行われており、家庭に何かしらの課題を抱える子どもが利用している。子ども第三の居場所の開設準備から現在の運営に至るまで、自治体、第三の居場所の設置主体である公益財団法人、児童館の運営主体である NPO 法人等の関係者が話し合いを持ちながら、児童館に自由来館する子、放課後児童クラブを利用する子、子ども第三の居場所を利用する子が、児童館を利用するにあたり、分け隔てなく過ごせるように、それぞれの事業所の職員がどのような配慮を要するか、運営上の課題の洗い出しや、職員間による情報共有の方法、それぞれの連携による一体的な運営について慎重に協議が重ねられてきた。

特に子どもたちと一定のルールをつくり、プログラム等も行いながら、それぞれの事業所を行き来する機会をつくることは重要な点と考えてきた。自由来館の子や放課後児童クラブを利用している子たちにも、子ども第三の居場所で食事や学習の機会を提供するなど、設置場所が併設していることの利点を生かした運営も行われている。18 時以降は居場所がなくなる子もいることから、21 時までの預かり事業も行っている。児童館、放課後児童クラブ、子ども第三の居場所の利用時間帯を分けて、それぞれの職員と関わりながら、居場所に長時間滞在する子どももいる。

それぞれの事業所ごとの垣根を感じさせず、一体的な運営を行うことで、児童館や放課後児童クラブの利用者は、子ども同士による差別や分断を起こさず、日常的に事業所間を行き来したり、子ども第三の居場所が行う支援の取組に参加しやすい環境づくりを実践しているところである。

自治体の子育て施策との連携

平成 28 年に杵築市子育て世代包括支援センター「ハートペアルーム」が開設され、現在は、子育て世代から全世代型の支援に取り組んでいる。児童館や子ども第三の居場所との連携において、センターの保健師や相談員が現場に出張することもあり、関係者間で月 1 回の定例会など日常的なやりとりが行われ、何かあれば、随時連絡を取り合っており、自治体側と施設間で連絡調整をしている。

児童厚生員の気づきと学びの機会を生み出す連携

児童館にとって、子ども第三の居場所という事業が福祉的課題に対しての視野を広げるきっかけとなっている。児童厚生員は、日常的にさまざまな課題を抱える子どもたちと触れ合うなかで、理解が進んだことも多い。子ども第三の居場所の職員と情報共有や子どもとの関わり方について話し合う機会を設けていることも、気づきと学びの機会になっている。実際の課題に対して、児童厚生員の意識の深さが今までとは異なり、ソーシャルワークの視点が養われている実感がある。子ども第三の居場所との連携した運営が、児童厚生員の力量形成のきっかけになっていることが、児童館における福祉的課題を抱える子どもの発生予防や早期発見の機能強化にもつながっている。

困りごとを抱えた子どもに伴走して行けるよう取り組んでいきたい

子ども第三の居場所は、B&G 財団からの 3 年間の運営助成期間を経て、令和 4 年 4 月から、杵築市が主体で事業を進める段階となる。福祉的課題の中でも「要保護」とされるような子どもの支援をする際、在宅での支援か施設入所かという選択を迫られるケースも多い。子ども第三の居場所があれば、施設に入らず、家庭での生活を継続できる場合もある。児童館や放課後児童クラブと合わせて一体的な運営により、見守りも行い、支援も行う、ますます地域の子育てを守る複合的な拠点としての機能を発揮していきたいと考えている。「一人も取りこぼさないきめ細やかに行き届くような子育て支援をしていこう」という、現杵築市長の言葉にもあるように、困りごとを抱えた子どもに伴走して行けるよう、今後も取り組んでいきたい。

先行事例② 東京都調布市の取組

「調布市青少年ステーション CAPS 中・高校生世代の居場所」

東京都調布市の人口は約 24 万人、市内には 20 の小学校と、8つの中学校がある。新宿から電車で 15 分という立地でもあり、現在も年少人口は微増しているが、調布市人口推計上では、数年先からは減少傾向にある。関東屈指の古刹・深大寺、味の素スタジアム、水木マンガの生まれた街で知られる。

時代ごとに議論されてきた調布市児童館の施策の方向性

昭和 40 年に多摩地域では初めての児童館として開館し、昭和 50 年代には市内に「10 館構想」として順次開館し、平成 4 年に 11 館目が開館した。その後、平成 15 年に中高生専用の児童館「調布市青少年ステーション CAPS」（以下、CAPS）ができ、現状市内には 12 の児童館が設置された。調布市児童館の施策の方向性については、時代ごとに議論されてきた。平成 17 年に「調布市子ども条例」が制定され、この頃、自治体が独自に子ども条例を制定することは、全国的にも早い方であった。



調布市青少年ステーション CAPS 全景

調布市児童館の年表	
昭和 40 年	多摩地域では初めての児童館として開館
昭和 50 年代	市内に「10 館構想」として順次開館
平成 4 年	11 館目が開館
平成 15 年	中高生専用の児童館「調布市青少年ステーション CAPS」開館

「児童館のあり方検討」が市の行革プラン 2015 に、「児童館の民間活力の活用」が行革プラン 2019 に位置付けられ、「児童館の在り方・運営に関する方針」が策定された。これは、児童館にとって大きな転換期になったと捉えている。市の方針では、最終的に 4 館を直営として残し、8 館を民間に委託をすとしてしている。令和 3 年 4 月から児童館 1 か所が民間委託となっており、これに合わせ「調布市児童館ガイドライン」が策定された。これは、

直営と民営がそれぞれの機能を生かしながら、児童館の役割を果たすために何が必要かを、現場の館長を中心に編集委員会を設置して作成したものである。

CAPS の特徴は、自由来館、設備が整っている、何もしなくても良いという空間

市では、CAPS のできる数年以上前から、中・高校生世代に対して児童館の役割を十分に発揮するために、中高生専用の児童館設置の必要性について検討を進めていた。そのなかで、全国の先駆け的な施設として平成 15 年にオープンしたのが CAPS である。CAPS は、新しいことを創造することが職員の役割だという考えのもとで、中・高校生世代のニーズを探るべく、彼らとのコミュニケーション



音楽ライブの様子

ンをはかりながら、ともに創り上げてきた。長年の議論のなかで、CAPS は中高生専用の児童館のあるべき姿として存在し、ガイドラインができることで確固たるものとなった。

開館 2 年後の平成 17 年から、NPO 法人に事業委託し、現在に至るまで同法人が継続的な運営を進めている。運営法人のコンセプトは、「青少年の健全な成長と豊かな人格の形成に寄与すること」であり、このことが青少年ステーションの運営の根幹にも流れている。施設の特徴は、自由来館、設備が整っていること、何もしなくても良いという空間をととても大事にしている点である。

自由来館という点については、CAPS が設立された当時から、多くの中・高校生世代が来館している。児童福祉施設としての児童館の役割が多様化してきたなかで、開館当初から長く関わる児童厚生員や、館内に配置されている臨床心理士がいたことで、年齢によって抱える課題の変化に気づくことが多い。

子どもたちと気軽に話すなかで、軽微な相談についての多くは児童厚生員で対応ができていたが、深刻な相談となると担当相談となり臨床心理士につないだ。職員にとって、児童館内に臨床心理士がいることは、その子の受け止めの幅が広がり、安心感にもつながる。担当相談の件数は令和 3 年度の第二四半期報告で 36 人、相談件数総数としては 256 件で、相談内容の傾向としては、進路・進学、家庭や親子関係、人間関係、数は少ないが、性格について、自己理解、恋愛などもある。不登校や登校しぶりについて対応することもある。

設備が整っている点については、この建物の屋上にあったゴルフ練習場を改装して作ったため、活動スペースが非常に豊富なのが特徴である。4 階のスポーツエリアはもともとの更衣室を利用したり、飲食ができるエリアを観戦用として残したり、活動の幅が広い施設であると言える。

3階のロビーでは、利用者への声かけをしっかりと行うことを、児童厚生員が重視している。目的を持って来館する子ども、ふらっとくる子ども楽しんで帰ってもらえるように、職員がさまざまな仕掛けや工夫をしている。

メッセージボードを使って交流をしたり、イベント掲示板や意見交換の場を作ったり、利用者一人ひとりが来館したら体験できることを伝える場所を作るよう工夫されている。また、イベントを通した行事体験など、生きづらさや困難さを抱える子ども CAPS の活動を通して、人や社会とつながることを意識した活動になっている。

訪れた子どもたちが自由に過ごすなかで、児童厚生員がタイミングを図りながら声をかけ、子どもの自主企画への参画を促すこともある。中高生が意見を出し合い、主体的に児童館の取組に関わり、ディスカッションの場が生み出されているのが日常的な風景となっている。

コロナ禍においては、イベントの縮小や飲食の禁止により、利用者が減少するなど、新たに浮上した課題にも、音楽ライブのオンライン開催や集まらずにイベントを進めるための「イベント掲示板」の設置など、主体的な取組を行った。また、Wi-Fi を CAPS に導入したいという声が上がった際も、児童厚生員と中高生が話し合いを重ね、令和4年度から館内に Wi-Fi を導入する予定であり、利用者とルールを決めていくこととしている。このように、CAPS では、利用者の声を聞き、議論を重ね、フレキシブルな対応を心がけることを大切にしており、すぐに変えられるものではない設備などのハード面は、人の力やアイデアで補っていくことが重要と考えている。

アウトリーチは小学6年生、他の児童館、学校、地域へ



館内の様子

CAPS に来る中学生は、ほぼ近隣の中学校区からの子どもたちである。最近では、市境にある、市外の特別支援学校の中高生が増えてきている。これまでになかった傾向であり、安心して過ごせる居場所としての認識がひろがっているものと考えている。CAPS は市の西側にあるが、目的意識のある子どもは東側にある3つの高等学校からも来ている。また、中高生専用の児童館ではあるものの、小学6年生の子どもたちにアウトリーチを

して中学生になったら来てねと伝える取組を行っていることから、小学6年生も利用できる。

近隣の児童館の企画として、小学6年生を CAPS に連れていくという連携事業の実施や、市内の11ある児童館の大半に CAPS の児童厚生員による遊びの出前を行っている。市で企画する児童館まつりへの出展や実行委員としても参加し、他の児童館での中・高校生世代の対応に CAPS の児童厚生員が協力することも少しずつ増えてきた。児童厚生員が相談対応

を行った様子は、職員間で共有し、加えて、近隣の学校の教職員との情報共有も頻繁に行っている。調布市子ども・若者支援地域ネットワークの構成機関の一員として会議に出席したり、中高生の様子について関係者に情報共有したり、サポートの顔つなぎをしたりと、つなぐことを意識的に行っている。

また、児童厚生員は調布市健全育成推進地区委員会の委員として地域でつながっている者もあり、顔の見える関係性を築いている。運営主体のNPO法人がCAPSの運営に加え、幅広く地域に関わる事業を展開するなかで、課題意識が高まり、多様なアプローチ方法、取組の深さ・幅広さが生まれている点も大きな特徴の一つである。乳幼児、小学生、そして中・高校生世代へと成長を長く見守る児童館の役割として、子どもたちに長く関わることで見えてくる福祉的課題もある。子どもが成長するにつれ、訪ねたい場所より訪ねたい人になってくるので、中・高校生世代の居場所は、職員がキーとなる。そのためにも、児童厚生員のなかで専門的な知識や相談援助技術の習得など、スキルアップの機会を増やしていくよう期待している。

課題のある子、相談を求める子から、突然、そのことを話してくることは難しい。まずは、何もしなくて良い空間を知ってもらい、ここにいて良いんだよと伝え、時間をかけて関係性を築いていくことで、その先、福祉的課題を抱える中・高校生世代の発見につながるものと考えている。

【第 3 章】モデル的事業の実施

1. 実施自治体の選定

児童館の特性を生かした取組の可能性を幅広く考察するにあたり、モデル的事業の実施自治体を選定する基準として、「幅広い対象に向けた取組」と「専門的支援と連携した取組」、「児童館内の取組」と「児童館外の取組」を対照的な軸に据えて検討を進め、調査研究委員会の協議において5つの実施自治体を選定した。選定にあたっては、横展開していくことを意識し、自治体の規模や児童館の設置運営形態、運営法人等の状況も考慮に入れた。（図表 3-1-2）

（1） 幅広い対象に向けた取組／専門的支援と連携した取組

「幅広い対象に向けた取組」は、児童館の来館者、あるいは館外活動での参加者など、児童厚生員と関わる対象者との関係性を構築するなかから、支援のニーズを把握し、課題への対応について関係機関との連携につなげるなど、予防・発見・早期対応に資する取組の可能性について考察する。

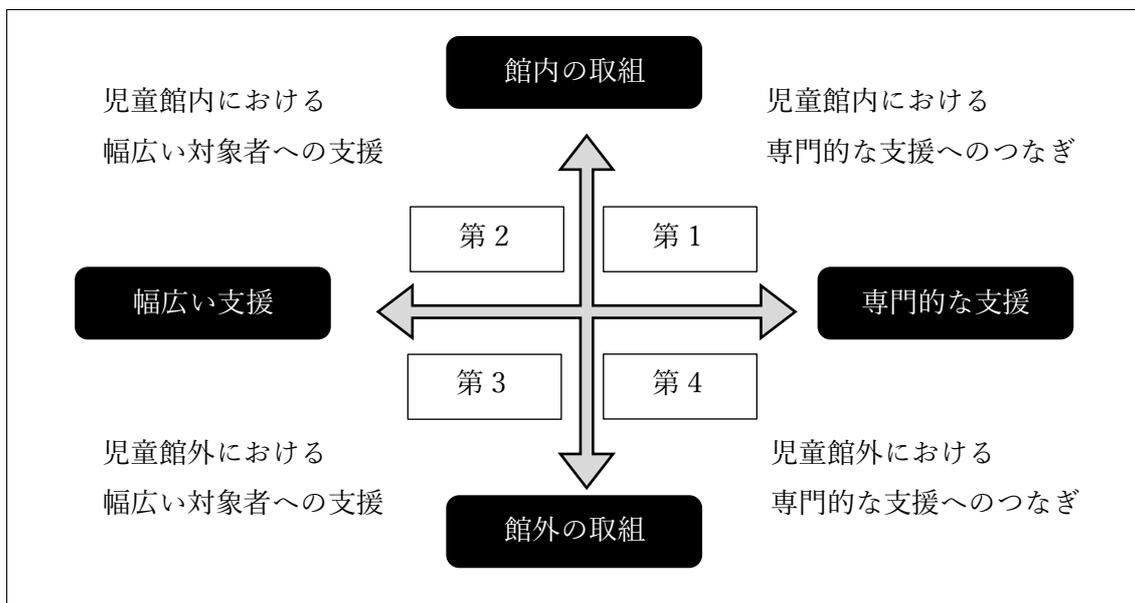
「専門的支援と連携した取組」は、児童館がハブ的な機能を発揮し、専門的な地域資源と連携しながら、直接的な支援の機会を提供できる可能性を探る。

（2） 児童館内の取組／児童館外の取組

「児童館内の取組」は、児童厚生員、設備、プログラム等、拠点としてのリソースを生かし、遊びや居場所づくりのなかで、支援につながる機会を提供できる可能性について考察する。

「児童館外の取組」は、児童厚生員が地域に出かけ、関係機関との連携を図ることで、新たなニーズの発見や、児童館の役割・機能に関する理解促進、来館のきっかけづくりにつながる可能性を探る。

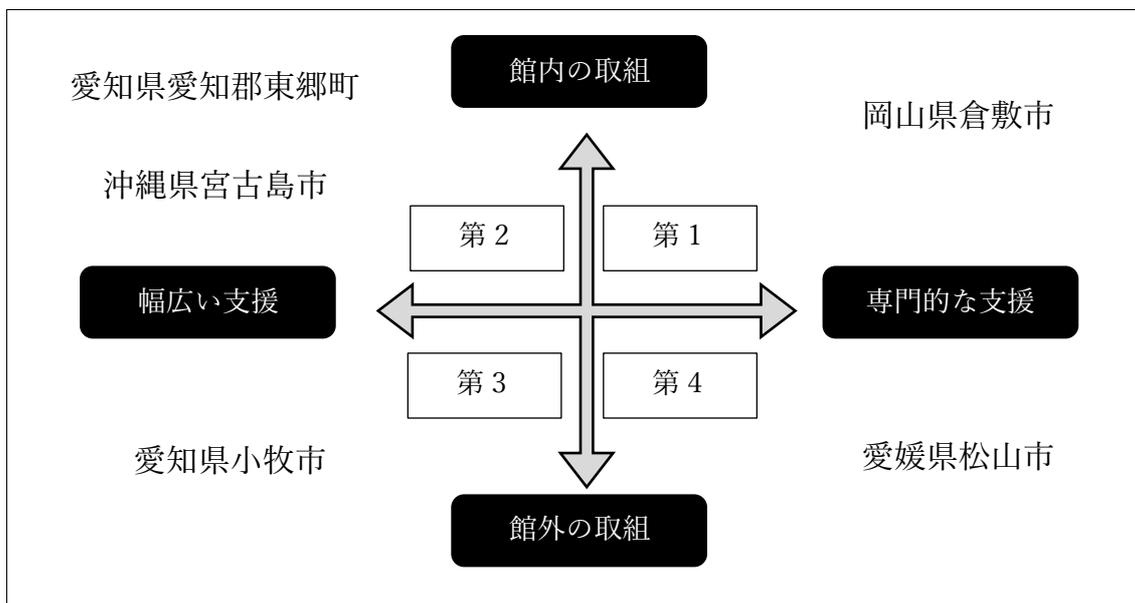
図表 3-1-1 モデル的事業実施自治体の選定における四象限の整理



図表 3-1-2 モデル的事業実施に選定した5自治体

NO	モデル的事業実施自治体	都市規模	実施児童館	対象	取組内容
1	岡山県倉敷市	中核市	水島児童館 (公設民営)	乳幼児親子	「子育て相談」を通じた児童館における継続的支援の取組
2	愛知県愛知郡東郷町	町村	北部児童館 (公設公営)	乳幼児親子	児童館における遊びや集いの場を活用した母親等への相談・支援
3	沖縄県宮古島市	一般市	ひらら児童館 (公設民営)	中・高校生世代	児童館を拠点に中・高校生世代のコミュニティをつくる取組
4	愛知県小牧市	一般市	小牧南児童館 味岡児童館 小牧児童館 北里児童館 西部児童館 (すべて公設民営)	中・高校生世代	児童館外における中・高校生世代が集う居場所へのアウトリーチ活動
5	愛媛県松山市	中核市	畑寺児童館 (公設民営)	小学生	地域の社会資源と連携した学習支援及び軽食の提供

図表 3-1-3 モデル的事業実施自治体の四象限の整理



2. 評価分析のポイント

児童館ガイドラインで示している児童館の機能・役割、またその活動内容を踏まえ、モデル的事業の取組を検証するにあたり、6つの評価視点から、児童館における福祉的課題に向けた支援の可能性を考察している。また、それぞれの視点で捉える評価の着眼点は、「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」（令和2年9月3日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長通知）における内容評価基準の評価項目を援用し、モデル的事業の取組について評価分析を行った。

(1) 安心して過ごせる心地よい居場所の提供

子どもや保護者の意思や自由が尊重され、安全に安心して過ごせる居場所になるよう環境づくりや援助が行われており、遊びやくつろぎ、出会いの場として地域拠点における児童館の基本特性が発揮されている。

(2) 個別のニーズ等を把握

地域のニーズや、児童館を利用する乳幼児期、児童期、思春期の子ども、及びその家庭の支援ニーズ等を把握するための取組が行われ、それに基づいた具体的な計画等が検討されている。

(3) 保護者、家庭への助言・相談支援

地域や家庭の実態等を考慮し、相互の信頼関係を築いた上で、子育てに関する相談や援助を行い、プライバシーに配慮された情報共有の上で、支援機関等と連携しながら、福祉的課題を抱える家庭の早期発見・早期支援につながる取組が行われている。

(4) 生活習慣の形成支援

社会生活を送る上で健康を維持し、順調な発達を促すために必要な生活習慣について家庭の事情等により十分な機会が得られていない対象者を把握し、相談や直接的な支援の機会を提供している。

(5) 他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり

児童館として必要な社会資源を明確にし、支援機関や教育機関等と目的や課題を共有しながら、地域の福祉的課題に取り巻く支援ニーズを共有し、解決に向けて協働して具体的な取組が行われている。

(6) 自治体における相談支援体制との関係

地域の要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など、地域ネットワークを生かした運営体制の構築や、さまざまな関係者からの視座を得た支援の取組が行われている。

3. 岡山県倉敷市

「子育て相談」を通じた児童館における継続的支援の取組

岡山県倉敷市	
人口	総数 479,513 人（令和 4 年 1 月末）
都市規模	中核市

（1）児童館や子育て支援施策の概要

岡山県の南部に位置する倉敷市は温暖な気候で、古くから水運が盛んな港町として栄えてきた。白壁に代表される風情ある景観に、美術館等が立ち並ぶ美観地区、国産ジーンズ発祥の地である児島など、観光やものづくりの盛んな地域を有する。

倉敷市は、平成 14 年に中核市に移行し、行政サービスの効率化、きめ細かなサービスの提供を進めるなど、地域住民サービスの向上を図り、近年では地方創生を着実に進めていくための戦略として「倉敷みらい創生戦略」を掲げ、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進している。

昭和 47 年に倉敷児童館、児島児童館、玉島児童館の 3 館が開設された。現在では、市内の児童館設置数は小型児童館 5 館・児童センター 1 館の全 6 館である。運営形態は公設民営で、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が指定管理者として市内の全館を運営している。

倉敷市子育て支援センターをはじめ、市内に 20 か所の地域子育て支援拠点があり、概ね 0 歳から 3 歳の子どもとその保護者を対象に、子どもの遊び場の提供、親同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談、育児講座、子育てサークルの育成・支援を行っている。

子育て世代包括支援センター「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」が市内 5 か所に設置され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援を行っている。

市内には倉敷市総合療育相談センター「ゆめぱる」が設置され、専門の相談員による発達相談や子どもの発達に関する情報提供を行っている。また、市内に児童発達支援センター 6 か所が設置され、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児とその家族のための相談や療育など支援を行っている。

（本項においては「障害」を「障がい」と表記する）

図表 3-3-1 倉敷市内児童館の概要

設 置 数	小型児童館 5 館、児童センター 1 館
開 館 時 間	9 : 00～17 : 15 休館日：月曜日（夏休み期間中を除く） ※夏休み期間中は日曜日 祝日（5月5日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

（2）倉敷市における子育て支援施策の特徴的な取組について

「子育てするなら倉敷でと言われるまち」の実現に向け、各地域の拠点として、母親クラブ、子育てサロン、子育てひろば、親子クラブなど団体間のつながりを促進している。特に市内すべての児童館の運営主体は、同一の社会福祉法人であることから、相互に情報共有や連携がとりやすい状況となっている。

令和2年に、『くらしき子ども未来プラン後期計画（第二期倉敷市子ども・子育て支援事業計画）』が策定され、地域の特性やニーズを踏まえながら、地域子育て支援拠点の新設を行うとともに、利用者支援事業の基本型の導入に力を入れている。地域に出向く「出張ひろば」の拡大を検討することが示されている。現在、倉敷市が重点的に推進している子育て支援として、待機児童対策、子育てについて相談できる場所の設置、子育て世帯の経済的支援がある。

子育て世代包括支援センター「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」や倉敷市総合療育相談センター「ゆめぱる」において、それぞれの拠点が関係機関と連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目ない子育て支援を推進している。

地域との連携など、児童館の機能充実の一環として、市内6児童館で「おでかけ児童館」事業を実施し、各館月平均4回程度のペースで、管轄地域の放課後児童クラブや親子クラブ、地域のイベント等に児童厚生員が訪問し、遊びのプログラムを展開している。特徴的な点として、平成30年には専用車両「おでかけ児童館号」が各児童館に1台ずつ配備され、積極的に活用されている。

妊娠から就学前までの親子を対象に、自治体、子育て支援団体の取組などの情報を一体的に発信するために、「子育てハンドブック KURA」や「子育て応援マップ」を発行している。

(3) モデル的事業としての取組内容

実施児童館	水島児童館
取組名	「子育て相談」を通じた児童館における継続的支援の取組

児童館の概要

倉敷市内の南に位置する地区にあり、近隣の水島地区の南部は自動車や鉄鋼などの製造業によるコンビナートが広がり、西日本有数の工業地帯となっている。

倉敷市が公開している「倉敷市統計書 年齢（各歳）・地区別人口（令和2年9月末日現在）」によると、本児童館は市の年少人口（0～14歳）65,890人のうち11,995人（18%）が住む水島地区に位置し、市内の全8地区の中で2番目に子育て世代が多い地域となる。

本児童館の2軒隣には、倉敷市水島支所があり、母子保健を所管する水島保健推進室が設置されていることから、要支援児童や相談対応を必要とする児童館利用者について、日常的に関係者同士で情報共有や対応について連携を図っている。



水島児童館の外観

図表 3-3-2 水島児童館の概要

児童館	水島児童館
設置主体	倉敷市
運営主体	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団
児童館種別	小型児童館
職員数	館長1名、常勤児童厚生員2人、非常勤児童厚生員6人
年間利用者数	令和元年度 34,332人 令和2年度 19,661人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和2年4月20日～5月20日)

図表 3-3-3 モデル的事業の取組で連携している関係機関

関係機関	連携している内容
児童家庭支援センタークムレ	所属の専門スタッフが相談支援員として児童館に出張

取組の前提にあるもの

地域密着で子育てに悩んでいる家庭の相談支援を行っている児童家庭支援センタークムレ（以下、「クムレ」）は、岡山県の委託事業で子育てに関する相談業務を行っている。その業務の一環で、クムレの職員が児童館に出張し、10年以上前から児童館内で月に一回「子育て相談」（以下、「本取組」）の取組を行っている。

クムレは、市内の地域に密着し60年にわたり福祉サービスを提供している社会福祉法人クムレが運営主体となっている。同法人は児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、幼保連携型認定こども園、子育て支援センター、等の幅広い子育て支援事業を展開していることから、地域連携において児童館とも日常的に情報共有を図っている。

本取組の実施に際して、クムレから相談支援員として保育士や社会福祉士1名が児童館に出張し、遊戯室でふれあい遊びや工作を行う前後やプログラムの最中に相談を受ける時間を設けている。

クムレの相談支援員が、場面ごとの子どもの関わり方や、言葉が遅いなどの子育て・子育てに関する悩みに助言や支援を行っている。また、子育て相談の場への参加や関係機関を案内してつなぐこと、連携先と連絡・調整を行いながら、より良い支援が行われるように児童厚生員と専門職の相談支援員が連携しながら相談者の対応について検討している。

本取組と乳幼児プログラムのふれあい遊びの実施時間が重なるように予定することで、「じっくり相談したい人」、「遊びに参加しながら気軽に相談したい人」、「遊びに参加したい人」など、さまざまな親子が当日の自由来館で参加しやすいように設定している。

子育てに関する相談対応については、児童厚生員と相談支援員が確認し合ったことを簡易的に記録として残している。継続的な個別の対応を進めるにあたり、記録の有用性を高めるフォーマットの必要性を感じている。



相談支援員がふれあい遊びと一緒に参加



遊びに参加しながらコミュニケーションをとる

児童館内における具体的な取組内容

図表 3-3-4 モデル的事業の取組における児童厚生員の業務

ニーズの把握	日常的な遊びのプログラム等において、来館者がどのような困りごとや悩みを抱えているかヒアリング。
企画・立案	児童家庭支援センターの相談支援員による相談対応を企画。 相談希望者が気軽に参加できるように遊びのプログラムを企画。 取組における運営マニュアルを作成。
連絡・調整	専門職の出張依頼、スケジュール調整。
広報活動	児童館だよりの配布や地域の関係機関に周知協力の依頼。
取組の実施	親子のふれあい遊び等を実施しながら参加者を観察。 児童家庭支援センターの専門職が行う個別の相談対応をサポート。
振り返り	ミーティングを実施し、相談対応について情報共有。 相談者の継続的な支援について話し合う。

【情報共有ミーティングの実施】

本取組の実施後すぐに、聞き取りした相談内容や、気になる親子の様子について児童厚生員と相談支援員で情報を共有するために、情報共有ミーティングを実施することにした。

必要に応じて関係機関につなげることの検討や児童館における今後の対応に関してなど、子どもと保護者にとっての優先事項、必要な支援、合理的配慮について、関係者間で共通認識を図っている。また、対象の子どもや保護者について、発達の遅れや発達障がいの特徴ばかりを確認するのではなく、それぞれのできること、頑張っているところにも着目し、親子に寄り添い見守る対応について話し合っている。

相談者の様子、相談内容、対応内容等を個別に記録するための相談記録用紙を作成した。相談記録は、相談者に承諾を得た上で児童厚生員と相談支援員の両方で記入し、記録用紙はコピーをとって児童館とクムレの両方で管理している。相談者の様子について新たな情報が確認された場合は、記録用紙に追記していくことにしている。



情報共有ミーティングの様子

【運営マニュアルの作成】

本取組における運営方針、実施計画、相談内容の記録、情報共有ミーティング等、一連の流れに関する事項をまとめた運営マニュアルを作成した。児童厚生員と相談支援員間で本取組の趣旨や運営上のポイントを整理し、具体的な手順、実施の条件設定、安全管理の配慮、地域資源の確認、相談記録の共有など、取組を継続する上で実践的に活用できるマニュアル作成に取り組んだ。



児童館における「子育て相談」運営マニュアル（参考資料：参考① P.103）

図表 3-3-5 運営マニュアルの概要

項目	内容	
1.はじめに	取組の趣旨	児童厚生員とクムレの相談支援員が連携することで、親子が児童館へ遊びに来た時に、その後の様子や変化について言葉をかけたり、話を聞いたりして、継続的な個別の対応や支援につなげていく。
	支援の基本姿勢	子ども自身の成長を見守り、認め、伝えるとともに、保護者自身が頑張っていることに対しても認め、伝える姿勢を大切にする。また、保護者がクムレの相談支援員と話しやすいように、子どもが安心して遊ぶことができるように見守る。
	親子が相談しやすい場所として	親子にハードルを感じさせず、気軽に参加してもらうための配慮の大切さ。

2.実施計画	クムレとの連携	1) 専門スタッフの相談支援員による出張相談 2) クムレの専門スタッフが対応している相談内容
	広報計画	実施スケジュールや内容に関する広報の流れ ・ 児童館だより作成・配布 ・ 館内掲示、職員の声かけ・配布、HP 掲載 ・ 地域関係機関に周知協力依頼
	環境設定	1) 親子が参加しやすい、相談しやすい時間設定 ・ じっくり相談したい人 ・ 遊びに参加しながら気軽に相談したい人 ・ 遊びに参加したい人 2) 乳幼児親子が安全・安心に参加できる場所の設定 ・ 実施場所の安全チェック項目
	当日のスケジュール	当日の準備から実施、実施後の情報共有ミーティングまでの流れ
	ふれあい遊びの流れ	遊びのプログラムの計画
	地域資源との連携	1) 地域資源エコマップの記載 2) 倉敷市水島地区における地域の関係機関
3.相談記録	相談記録用紙	記録を記入する際のポイント ・ 過去にどこかの窓口などに相談した経験があるか ・ 行動や発言などの見たままの事実を記入 ・ 客観的な事実を具体的、かつ、簡潔に整理して記入 ・ 助言や情報提供を行った後の相談者の反応を記入 ・ 今後の対応等に関して関係者間で擦り合わせた内容を記入 ・ 申し送り時に関係者間で認識を擦り合わせた内容を記入
	記録の管理方法	1) 個人情報の管理方法について 2) 相談者の新たな情報が確認された場合の追記
4.情報共有ミーティング	相談内容の共有、相談支援員による助言	主に情報共有するポイント ・ 家族構成 ・ 他機関での相談の有無や対応について ・ 相談時の様子（保護者、子どもの観察） ・ 相談申込理由 ・ 具体的な相談内容 ・ 様子から気づいた点・判断した点 ・ 助言や情報の提供 ・ 申し送り事項

(4) 取組の評価（成果）について

【安心して過ごせる心地よい居場所の提供】

本取組は、乳幼児プログラムと時間が重なるように実施時間帯を設定し、参加は事前申込とせず、当日の自由来館としている。遊びに参加するついでに相談支援員とコミュニケーションがとれるように設定することで、本取組の参加ハードルを下げ、困りごとや悩み、不安に思っていることなどを保護者が気軽に話せる場をつくっている。

遊びのプログラムは、手遊びやわらべうた、お買い物ごっこ、パネルシアターなど親子のふれあいや運動を交え、動的な動き、静的な動きを組み合わせた遊びを行っている。遊びの最中に児童厚生員は参加者の様子を観察し、発達や親子関係等について気になる点があれば、相談支援員と情報共有している。

月に1回のペースで外部の相談支援員が出張することで、子育てに関して相談できる人が定期的に児童館にいることの認知がひろがっている。子どもの発達について気になっていることや日頃の子育てについて育てにくさを感じている保護者が、地域の支援機関の窓口に行くまでには至らないが、児童館の遊びのプログラムに参加することをきっかけに、相談支援員から助言や支援を受ける機会の創出につながっている。この点は、児童館の機能を踏まえたソーシャルワークを考察する上で、重要な視点と考えている。

児童厚生員は本取組に参加する親子に対して、積極的に挨拶や声かけを行いコミュニケーションを図っている。また、実施会場となる遊戯室には、いつ入っても、いつ出てもよい雰囲気をつくり、参加者が児童館内に滞在している間、親子の様子を観察することに努めている。

運営マニュアルの作成をきっかけに、親子が安全・安心に参加していただくための施設内で起こり得るケガや事故の危険因子を整理し、運営上の安全管理や新型コロナウイルス等の感染症の対策を職員全員で話し合い共有している。

特に、乳幼児や発達障がいの特徴を示す子どもが参加することも考慮して、実施場所の安全チェック項目の洗い出しや職員配置を行っている。

【親子の個別のニーズ等を把握】

乳幼児プログラムと同時に実施することで、「じっくり相談したい人」「遊びに参加しながら気軽に相談したい人」「遊びに参加したい人」など、それぞれのニーズに合わせ参加しやすいように実施時間帯を工夫している。

個別設定での相談希望については、個室対応や別日時対応を行う場合もあり、児童厚生員と相談支援員が相談者の情報について共有しながら状況把握に努めている。

【保護者、家庭への助言・相談支援】

乳幼児プログラムでふれあい遊びや工作を行っているところに相談支援員が参加し、何気ない会話や親子のコミュニケーションを観察するなかで、保護者の気持ちを尊重しながら困りごとや悩みをヒアリングしている。遊びの最中に話を聞くきっかけができることもあれば、プログラム開始前や終了後における会話の流れから相談対応に発展することもあることから、相談支援員はあらかじめ活動時間前後には児童館内に滞在するようにしている。

毎月 1 回定期的に本取組を行っていることで、継続して参加する親子と個別に関わりをつくることができ相談支援員と参加者の関係が構築されている面がある。また、相談してもしなくてもよい環境・雰囲気を作ることで、心理的ハードルを下げ、保護者の気持ちを尊重しながら子育て中の悩みや困りごとのヒアリングを行っている。

気になる親子が参加している場合は、相談支援員が子育て相談の場への参加を促している。また、継続して相談が必要と思われる親子は専門相談につなぎ、相談支援さらにはその後のサポートに結び付けるケースもあり、児童厚生員と専門職の連携により児童館内で気軽に相談対応が行える場となる可能性を示している。

【生活習慣の形成支援】

相談支援員が社会福祉士や保育士の専門的な見地から、子どもとの関わり方や発達のポイント、効果的な言葉のかけ方などを伝え、良好な親子関係づくりにつながるように助言している。

主な相談内容として、言葉の発達の遅れ、歯の生え方や離乳食の食べさせ方、人との関わり等があり、発達障害特性の現れや親子関係のコミュニケーションに気になる点などがあれば、その後の対応について児童厚生員と相談支援員で話し合い共有を図っている。

【他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり】

本取組はクムレと継続的な協働体制が構築されていることで、取組の定着化が図れている。児童館に出張する相談支援員は、できるだけ同一の社会福祉士、又は保育士が継続的に担当できるように、クムレ内で調整が行われていることも地域の支援機関との連携を図る上で重要な点と考えている。

また、本取組は 10 年以上前から実施されていることから、児童館と児童家庭支援センターとの間でスムーズな連携のもとで継続されているが、運営上の方針や相談内容の情報共有に関することは明文化されていなかった。取組を体系化するために作成された運営

マニュアルの整備により、今後、児童厚生員や相談支援員の担当者が交代しても、持続可能性を持って本取組が継続されていくことに期待したい。

相談内容と対応内容については、児童厚生員と相談支援員で情報共有ミーティングを行い、書面で記録をとり、今後の対応について話し合っている。専門相談につながった後については、ミーティングで経過を情報共有するなど、児童館が取り組める継続的支援の可能性をひろげる連携を行っている。

地域の社会資源を把握するために運営マニュアル内にエコマップを掲載している。福祉的課題を抱える子育て家庭の支援は、その家庭のさまざまな事情や問題が多面的、且つ、重層的に関わっていることもあることから、地域の要保護児童対策地域協議会、支援機関、行政窓口、地域子育て支援拠点等との相関関係をエコマップで整理し、把握しておくことは早期発見・早期対応につなげるための重要な視点と考えている。

(5) 取組に関する課題および今後の展望

児童厚生員は情報共有ミーティングを通して、相談支援員の専門的な助言も受けながら相談者との継続的な関わり方を検討していく上で、児童館が担うことのできるソーシャルワーク機能や福祉的アセスメントを考察し、職員の力量形成につながる学びと気づきの機会になるものと考えている。また、児童館ガイドラインでは職員体制において、今後、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮する点が示されていることから、専門職との連携を通して、児童館職員としての直接的な配置の効果や役割、可能性を考察するためのきっかけになることを期待したい。

市内の6児童館のうち、「地域の支援機関と連携した子育て相談」の取組を実施しているのは2館となる。そのうち、定期的な実施を定着させているのは水島児童館のみであり、専門職である相談支援員の継続的な出張は、連携する支援機関の理解と、人的リソースの確保が求められる。本取組の横展開を検討するには体制の構築など課題もあるが、児童館の事業計画として検討する上で、運営マニュアルを援用し実施の可能性を探ることは、新たな実践を模索するための一助になるものと考えている。

4. 愛知県愛知郡東郷町

児童館における遊びや集いの場を活用した母親等への相談・支援

愛知県愛知郡東郷町	
人口	総数 43,733 人 (令和 4 年 1 月末)
都市規模	町村

(1) 児童館や子育て支援施策の概要

東郷町は名古屋市と豊田市の間に位置し、住宅のまちとしての性格が強く、住宅地開発を中心に人口 4 万人を超える町に発展した。市街化の進展にともない、樹林地や農地といった本町の特徴である緑が減少したが、いまだ市街地の周辺には良好な水辺と緑の自然環境が残されており、快適でうるおいのあることが本町の特色となっている。

将来都市像を「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」と掲げ、福祉施策の充実、子育て支援、安全・安心なまちづくり、交通利便性の向上、まちの魅力の発信などにしっかりと取り組むことで、本町の持つポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを進めている。

昭和 61 年に町内で 1 つめの児童館として北部児童館が設置された。現在、町内の児童館設置数は小型児童館 6 館である。運営形態は 5 館が公設公営、1 館が公設民営で株式会社が指定管理者として運営している。

町内には西部子育て支援センター、あやめ子育て支援センター、つどいの広場の 3 つの地域子育て支援拠点があり、概ね 0 歳から 3 歳の子どもとその保護者を対象に、親同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談、育児講座、託児サービスを行っている。子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）は 2 拠点設置している。

図表 3-4-1 愛知県愛知郡東郷町内児童館の概要

設置数	小型児童館 6 館
開館時間	3 月～9 月 9：30～17：30※土曜日は 9：30～17：00 10 月～2 月 9：30～17：00 休館日：日曜日・祝日・年末年始

(2) 東郷町における子育て支援施策の特徴的な取組について

令和2年3月に、「第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画」が策定され、子育てに関わる町民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業との方向性の確認と調整を行い、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的推進」、「児童虐待防止対策や子どもの権利擁護」、「幼児教育・保育の質の向上」、「幼児教育・保育の無償化」などの新たな課題に取り組むことが示されている。

令和3年3月より子育て情報の発信、予防接種記録、キャリアや育児相談ができる町公式子育て支援LINE「とうごう子育てYELL」を運用開始し、SNSの積極的な活用を行っている。

(3) モデル的事业としての取組内容

実施児童館	北部児童館
取組名	児童館における遊びや集いの場を活用した母親等への相談・支援

児童館の概要

東郷町には6つの児童館があり、北部児童館は東郷町で一番初めに開館した児童館である。館内にはバドミントン、卓球、ボール遊びのできる遊戯室、和室の静養室、工作室がある他、隣接する白鳥公園で児童館活動を実施することもある。

周囲は団地が立ち並ぶ住宅地となっている。保育園や小学校とも近い。



北部児童館の外観

近年では児童館と保育園間での人事異動も見られ、保育士が児童館に配置されていることから、乳幼児の発達特性への理解も厚い。

図表 3-4-2 北部児童館の概要

児童館	北部児童館
設置主体	東郷町
運営主体	東郷町
児童館種別	小型児童館
職員数	常勤（町正職員）2名、非常勤（会計年度任用職員）6名
年間利用者数	令和元年度 21,810人 令和2年度 11,860人 （※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和2年4月1日～6月30日、7月18日～8月31日）

図表 3-4-3 モデル的事業の取組で連携している関係機関

関係機関	連携している内容
東郷町こども健康部子育て応援課児童係	児童館所管、本取組の全体調整を担当
東郷町こども健康部子育て応援課家庭相談係	家庭相談係職員と子ども家庭支援員が定期出張相談を担当
東郷町こども健康部健康推進課	庁内で子育てに関する相談を担当
東郷町こども健康部こども保育課	勉強会の講師を依頼

取組の前提にあるもの

町では発達特性のある児童の保護者への支援体制「東郷モデル」をつくり、特性が現れる幼児期から早期に支援を開始し、保健・福祉・教育関係者が連携し、切れ目のない支援の体制化を図っている。

過去、児童館で3ヶ月に1回程度、子ども家庭支援員による巡回相談を実施していたが、コロナ禍でしばらく実施できない状況が続いていた。

児童館運営の所管である子育て応援課のなかの家庭相談係には児童相談の専門職員（子ども家庭支援員）が常駐している。

児童館内における具体的な取組内容

図表 3-4-4 モデル的事業の取組における児童厚生員の業務

ニーズの把握	日常的な遊びのプログラム等において、来館者がどのような困りごとや悩みを抱えているかヒアリング、及び、アンケート調査を実施。
企画・立案	子育てに関する専門職による相談対応を企画。
連絡・調整	庁内の関係部署に専門職の出張依頼、スケジュール調整。
広報活動	児童館内の掲示による案内。
取組の実施	親子のふれあい遊び等を実施しながら参加者を観察。 専門職が行う個別の相談対応をサポート。
振り返り	相談対応について、専門職と情報共有。

【定期出張相談】

家庭相談係職員 2 名（うち 1 名は保健師）と、通常電話や面接によるこども相談を担当している子ども家庭支援員 1 名（看護師）が、相談員として児童館で幼児親子を対象としたイベントを実施する日に、週 2～3 回のペースで定期訪問し、幼児親子向けの出張相談を実施した。

相談員は児童館の幼児親子イベントと一緒に参加し、イベント中や休憩中、イベントの前後でも相談しやすい体制や環境を整えた。

告知ポスターを館内に掲示し、実施日を周知するとともに、毎回イベント内で相談員が参加していることをアナウンスした。

相談員は親子の悩みを傾聴し、必要に応じて庁内の相談窓口である子育て応援課や健康推進課を案内した。



相談員がふれあい遊びと一緒に参加



児童館内に掲出した出張相談の告知



遊びに参加しながらコミュニケーションをとる

図表 3-3-5 相談対応記録

分類	月齢	相談概要
食事	1歳	ご飯を噛まずに飲み込んでしまう。 他のものが噛めているようであれば、ご飯も噛んで食べることができるようになること、噛めるものから噛むことを促すこと、口のなかに詰め込み過ぎないように見守りすることを伝える。 今後にも気になることが続く場合には、栄養相談も実施していることを伝える。
	1歳	過食傾向で、目の前にある物を手掴みで勢いよく食べてしまう。 詰まらせないように食事は小さく切って出すこと、口のなかが空になってから次の物を口に入れるよう食事中に声かけしていくこと、スプーンで口に運ぶことができるようになると手掴みよりは改善されることがあるので、月齢が進んだ時期にスプーンの練習を始めてみると良いことを伝える。
	2歳	偏食が強い。来年度から幼稚園に入園するため心配である。 嫌いな物を無理強いすることはせず、好きな物で栄養のバランスを考えてもらうようにすること、幼稚園に入園し集団生活を送っていくなかで出された物は食べる習慣が身に付いていくことも多いため、心配しすぎないことを伝える。
排泄	1歳	よく泣きぐずる。特にうんちをした際に仰向けでオムツ交換をするとぐずりがひどい。 寝た姿勢でのオムツ交換を嫌がる子どもはよくいること、立ったままで交換が完了するのであれば、無理に寝転がらせる必要はないことを伝える。月齢的によくぐずる時期ではあるため、年齢が進めば解決していくと思うが、ある程度大きくなっても痲癩が続き困るようであれば、相談することもできることを伝える。
	4歳	最近、おねしょをするようになった。 小学生にあがる頃までは、夜尿があっても心配いらぬことを伝える。精神的なことが影響しているかもしれないこと、些細なことが原因であるケースも多いことを伝える。心配になるようであれば、かかりつけ医や泌尿器科に相談に行くことを伝える。
言語	2歳	言葉が出ないことが気になる。 2歳児健診を控えているため、そこで言葉など発達の相談を行うとよいこと、健診の機会以外にも心配事がある時は相談できることを伝える。
	1歳	言葉が出ないことが気になる。 言葉の理解が良いのと、多くはないが発語が見られること、現月齢であれば大丈夫だとは思いますが、2歳を過ぎた時に、発語に心配がある際は、相談できることを伝える。

その他	2歳	<p>子どもに言葉や手が出てしまう。また、睡眠時間は適切か。</p> <p>母も一人の人間であるため、感情的になったり、きつい言い方をすることはあって仕方ないことだと思えることを伝える。言っではいけないワードを言ったり、手を出すことはよくないため、それはしないよう話しつつ、母がこの話をできていること、罪悪感を感じられていること、子どもの表情が豊かであり母に甘える姿もあることから、母も子どもも大丈夫だと思えるということを伝える。母はよく頑張っているということも伝え、行き詰まったり、悩みがあったら、いつでも連絡するよう伝える。睡眠時間としては適切であると思うが、朝の起床が早すぎると思うため、20時～6時の睡眠に変えていくのはどうかと伝える。</p>
	2歳	<p>気持ちが楽になった。睡眠時間については、前回相談後よりアドバイスを実践した。</p> <p>母の表情は明るく、会話中、笑顔も見られる。子どもが母に甘える姿があり、母は妊娠中であるため、お腹に気を配りつつも、甘える子どもをしっかり抱っこしてあげる様子があり。里帰りせず、ファミリーサポートを利用しつつ産後の生活を乗り切る予定との話もあったため、何か困りごとがあれば、いつでも児童館スタッフや子育て応援課等に相談するよう伝える。</p>
	1歳	<p>言葉が出ず、表情もない。母親も子どもが遊んでいる様子を見ているが、声かけなど何もなく、表情も乏しい。</p> <p>車を手に取るがすぐに手放す。職員が型落としを渡し、遊んでみると、様子を見ていたが、自分でもやってみようとする。6個の型をすべて落とすが無表情のまま。職員と一緒に繰り返し行い、できた時には笑顔で拍手をするが、無表情で拍手をする。その後、何度も型落としを繰り返すと本児も自分で行い、できると拍手をし、次第に笑顔も見られ声も出るようになった。その後、他の子が遊んでいるおもちゃに興味を示しそちらを見るが、その場を離れず型落としを続けていた。車を手に取った時に母親が「ミニカーは3歳以上と書いてあるから家にあるものはすべてしまっている」とのこと。父親から「3歳以上と書いてあるからまだ早い」と言われた。ミニカーは部品が小さく、何でも口に入れる小さい子は危険ではあるため「3歳以上」と書いてあること、一緒に遊び、見守れば大丈夫であることを伝える。</p>

【幼児親子向け勉強会ニーズ調査】

児童館を利用する幼児親子を対象に、子育てに関する情報提供を目的とした勉強会のニーズについてアンケート調査を行う。

(4) 取組の評価（成果）について

【安心して過ごせる心地よい居場所の提供】

コロナ禍で活動中止となっていた巡回相談を下地として、定期的な出張相談の体制を整え、期間限定（10～12月）のなかで延べ19回の出張を実施した。

定期出張相談は、3名の相談員が週2～3回のペースで実施し、相談員が幼児親子イベントと一緒に参加することで、活動中に会話のなかで気軽に悩みや困りごとを打ち明けられる環境を作った。

子ども家庭支援員の訪問があることで何かあれば相談できるという保護者の安心感につながった様子を感じ取れた。

【親子の個別のニーズ等を把握】

幼児親子向けにアンケートを実施し、子育てに関して悩んでいる点や、専門的なスタッフに相談してみたい点などについて聞き取りを実施した。

回答結果に基づき、保護者が抱えている悩みや不安から求められている情報を整理した。

特に発達や言葉の遅れに関する情報を知りたい要望が多いことから、庁内の療育支援を担当する専門職員に講師依頼を検討した。専門的な知見から具体的なアドバイスにつながるような情報を提供する。

【保護者、家庭への助言・相談支援】

悩みや相談を受けた際は、その場でアドバイスを行った。気になる親子については、庁内外の相談窓口を紹介するなど、児童館内で早期に発見し地域資源につなげた。

庁内外の相談窓口で相談できることを紹介しても「そこまでは…」という保護者が多く気軽に相談できる機会が求められており、その役割を児童館が担えることが考察できた。

相談員が出向くことで、気になる親子の様子も継続して見守りや支援をすることができた。

この点は、児童館の機能を踏まえたソーシャルワークを考察する上で、重要な視点と考えている。相談内容については当日中に相談員と館長間で共有するとともに、帰庁後に記録用紙にまとめた。記録用紙は3名の相談員、館長及び児童係職員にて共有した。

【他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり】

子育て応援課内の「家庭相談係」と、児童館を所管する「児童係」の組織連携により、相談員の出張スケジュールの調整や、相談対応で確認した内容の情報共有をスムーズに実施できた。

聞き取りした内容を踏まえ関係機関につなぐ際にも、連絡調整について関係者間での連携がとりやすい体制を整備した。

地域資源との連携という点から、勉強会の講師は自治体や地域関係者に依頼していくことで、実務的な連携のきっかけづくりにもつながった。

(5) 取組に関する課題および今後の展望

実施期間が限定的であったことで、家庭相談員が日常業務を調整しながら対応したが、継続的な取組や町内他児童館への横展開については、実施回数や人員体制の充実等による課題があることがみてとれた。今後の展開について関係者間で協議していくことが必要と考える。

勉強会でのニーズ調査の結果を踏まえ、次年度以降、幼児親子向けに子育てに関するテーマを絞り込んだ勉強会を実施する。

講師は庁内の1歳半・3歳児健診を担当している療育支援に関わる職員（保育士、発達障害支援指導員、児童発達支援管理責任者、相談支援従事者）に依頼を予定している。

児童館には、児童厚生員や保育士が常駐しており、日頃から幼児親子の見守りや相談を行っているが、それに加え、子ども家庭支援員による出張相談を実施することで、関係機関との連携が一層強化され、安心して子育てができる環境を整備することができる。

5. 沖縄県宮古島市

児童館を拠点に中・高校生世代のコミュニティをつくる取組

沖縄県宮古島市	
人口	総数 55,424 人（令和 4 年 1 月末）
都市規模	一般市

（1）児童館や子育て支援施策の概要

宮古島市は平成 17 年 10 月 1 日付で平良市、城辺町、伊良部町、下地町、上野村の合併により誕生。

沖縄本島から南西に約 300km、東京から約 2000km に位置し、6 つの島（宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島）で構成されている。一年を通して暖かく、亜熱帯海洋性気候に属している。

市内の児童館設置数は小型児童館 5 館と児童センター 1 館である。小型児童館は直営が 2 館、一般社団法人運営が 2 館、NPO 法人運営が 1 館である。

市内には子育て支援センター 3 か所とつどいの広場 1 か所の計 4 か所の地域子育て支援拠点があり、概ね 0 歳から就学前の子どもとその保護者へ、子育て情報の交換や相談を行うとともに、自由に遊べる場を提供している。

平成 24 年 8 月に児童家庭支援センターが開設。宮古圏域（宮古島市 多良間村）を中心とした地域において、子どもに関するさまざまな相談対応を他機関と連携・協働しながら行っている。職員は、相談員・心理療法担当職員が配置され、電話・来所・訪問・メール等で相談を受けており、定期的な通所面談及び心理療法担当職員による面接等も行っている。

市内のひらら児童館、下地児童館ではこども食堂を展開している。ひらら児童館では毎月 1 回程度、下地児童館では週 3 日程度実施している。こども食堂スタッフは、児童館スタッフやボランティアが担っている。

図表 3-5-1 宮古島市内児童館の概要

設 置 数	小型児童館 5 館、児童センター 1 館
開 館 時 間	月～金 午前 10 時～午後 6 時 土曜日 午前 9 時～午後 5 時 休館日： 日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（２）宮古島市における子育て支援施策の特徴的な取組について

令和 2 年に、『第 2 期 宮古島市子ども・子育て支援事業計画』が策定され、宮古島市において、安心して妊娠・出産・育児を行い、未来を担う子どもたちが健やかに育つことができることをねらいとしている。特に、子どもの居場所づくり（学習支援教室等）の充実において重点を置いており、平成 27 年度は 0 か所であったが令和 3 年度までに 5 か所、食事の提供や生活指導の場、学習支援の場、キャリア形成支援の場等を設置することを掲げている。

妊娠期から子育て期にわたるまでの妊娠・出産・子育てに関するニーズに対して切れ目ない支援が受けられるよう、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、総合相談事業を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を設置している。

子育て支援センターでは、近隣で子育ての悩みを相談したい方や子どもを同年代で遊ばせたい方向けに、「出張ひろば」を実施している施設もある。

子どもの安全な居場所の確保と保護者の子育て支援を目的として、既存児童館の活用を推進するとともに、城辺地区へ児童館の設置を新たに実施しており、2022 年 4 月の開館を目指している。

（３）モデル的事業としての取組内容

実 施 児 童 館	ひらら児童館
取 組 名	児童館を拠点に中・高校生世代のコミュニティをつくる取組

児童館の概要

ひらら市街地中心部に位置し各地域から各年代の子どもたちが幅広く利用している。

児童館での各種講座や遊び等を通して世代間交流が行われている。隣接するひらら地域子育て支援センター「みーや」（以下「地域子育て支援センター」と表記）からの利用も

多く、たくさんの子どもで賑わう。

地域子育て支援センターは年齢によって利用できる曜日設定があるため、センターを使える日は遊べる部屋が増えるという認識で子どもたちは来館する。

宮古島市が公開している「令和2年度版「統計みやこじま」(第16号)」によると、本児童館は市の年少人口(0~14歳)8,419人のうち6,315人(75%)がいる平良地区に位置し、市内の全5地区のなかで1番子育て世代が多い地域となる。



ひらら児童館の外観

本児童館には、地域子育て支援センターが併設されており、日常的に関係者同士で情報共有や児童対応について連携を図っている。

図表 3-5-2 ひらら児童館の概要

児 童 館	ひらら児童館
設 置 主 体	宮古島市
運 営 主 体	一般社団法人 沖縄こどもみらい創造支援機構
児 童 館 種 別	小型児童館
職 員 数	館長1名、常勤児童厚生員2人、非常勤児童厚生員2人
年間利用者数	令和元年度 42,550 人 令和2年度 14,277 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和2年4月7日~5月17日、8月15日~9月6日、1月28日~2月20日)

図表 3-5-3 モデル的事業の取組で連携している関係機関

関係機関	連携している内容
市内中学校	広報ポスターの掲示や、サード・プレイスの生徒への個別の案内、不登校生徒の情報共有等
市内高等学校	広報ポスターの掲示や、サード・プレイスの生徒への個別の案内等

取組の前提にあるもの

宮古島市内の全児童館で中・高校生世代の利用者数が低い現状があり、小学校卒業後に児童館に行くことが根付いていない地域である。市内の中・高校生世代は家庭や学校以外で、悩みや不安が話せる居場所が少なく、保護者からは放課後や休日に安心して過ごせる居場所を求める声が上がっている。

高校に進学しない、又は、中退した児童は、就学した仲間との関わりが希薄化し、人間関係で孤立していることも懸念されている。

児童館内における具体的な取組内容

図表 3-5-4 モデル的事業の取組における児童厚生員の業務

ニーズの把握	中・高校生世代に夜間開放のニーズについてヒアリング、及び、アンケートの実施。
企画・立案	中高生タイムの設定による居場所づくり、軽食の提供を企画。
連絡・調整	夜間開放について自治体の所管課と協議。 中・高校生世代との関わり方について、他の児童館関係者にヒアリング。 軽食の提供に際して、地域関係者に食材提供の協力依頼。 学校と不登校の来館者の様子について情報共有。
広報活動	広報ポスターの制作。 広報用 SNS アカウントで発信。 市内中学校・高等学校に広報の協力依頼。
取組の実施	来館者と一緒に遊び、話し相手になりながら様子を観察。 自己実現につながるように中・高校生世代の自主的な企画をサポート。
振り返り	来館者の様子について情報共有、関わり方について、職員間でミーティングを実施。

【中・高校生世代の居場所「サード・プレイス」の実施】

令和 3 年 10 月 13 日～12 月 24 日の期間で、毎週水曜日と金曜日に児童館の夜間開放(18:00～20:00)を合計 21 回実施した。対象は中・高校生世代とし、中学生の利用は 19:00

まで、高校生の利用は 20：00 までと設定した。延べ 65 名の中・高校生世代の子どもたちが来館。

友人同士での遊びや職員との交流など思い思いに過ごせる場を提供し、地域関係者の協力を得て軽食の提供も行った。中学生は、遊戯室でボール遊びをする等活発に過ごし、職員に軽食のメニューを聞き、軽食目当てで来る子もいた。高校生世代の子どもたちは、隣接する放課後児童クラブの小学生の遊びを見守る等して過ごしていた。

児童館の存在を認知していない中・高校生世代にも来館のきっかけをつくるために、近隣の学校や公民館、図書館に周知用ポスター（以下「ポスター」と表記）掲示の協力を依頼し、サード・プレイスの周知広報を行い、回を重ねながら徐々に認知をひろげ中・高校生世代の来館を促した。

ポスターの他に、本児童館の公式 Twitter アカウント、公式 LINE アカウント、公式 Instagram アカウントを活用し、サード・プレイスに関する情報を配信した。



ちいさなてづくりあきまつりの様子

高校生の自主企画「ちいさなてづくりあきまつり」と「ちいさなてづくりクリスマス」は、サード・プレイス利用時の「お祭りをしてみたい」という一言をひろい、どのようなことをしたいか聞き取って実施につなげた。「お祭りをしてみたい」という発言のきっかけは、図書室に飾っていたお祭りの写真を見て、職員とコミュニケーションを取ったことだった。

【アンケートの実施】

サード・プレイスを利用した中・高校生世代に対し、アンケート調査を実施し利用者ニーズや感想のヒアリングを図った。来館のきっかけや児童館で過ごした感想などから、心や気持ちの安心感が得られたかななどを検証し、児童館における中・高校生世代の居場所の必要性について考察しながら、取組の継続性について検討した。

アンケート内容としては、来館した子どもたちの学年、性別、住んでいる地域について、サード・プレイスを知ったきっかけ、普段の児童館の利用状況、サード・プレイス中の過ごし方や要望、サード・プレイスの継続希望、感想等自由記述の計 9 問とした。

(4) 取組の評価（成果）について

【安心して過ごせる、心地よい居場所の提供】

従来、児童館では中高生タイムがなかったところに、夜間開放を行うことで中・高校生世代だけで過ごせる時間を設定し、ポスターにも「特別な居場所」という表現で、学校でも家庭でもない、それぞれが思い思いに過ごせる第三の居場所であることを広報した。

児童館の認知や来館のきっかけにつながり、回を重ねるごとに利用者や職員との交流も深まり、繰り返し来館する中・高校生世代が徐々に増えていった。家で勉強スペースがないので、勉強場所として使っていいですかと親が連れてくるケースもあり、中・高校生世代の居場所として機能したと考えられる。

仲の良い友だちとの来館がきっかけで、不登校の中学生がサード・プレイスに訪れるようになった。自分にとって安心できる場所と認識され、やがて頻繁に訪れるようになり、職員とコミュニケーションをとる機会が増えた。

普段は飲食禁止の児童館で軽食を食べ、通常は禁止されているスマートフォン等をフリーWi-Fiにつなぎながら使用し、小学生がいるときはできないような思い切りボールを蹴るなどの遊びができ、仲の良い友達と自由に過ごせる特別感を満喫していた。閉館後の施設を「自分たちだけが使える」という特別感を味わっている様子であり、自分たちの特別な場所として認識した様子だった。

夜間開放の時間帯は中学生・高校生が過ごしやすい居場所として認識されることにより、サード・プレイスの期間が終了した後に、「もう夜は使えなくなりましたか」と児童館を訪ねてくる中学生がいた。この出来事から、サード・プレイスが中・高校生世代の居場所として求められていることがうかがえる。

【個別のニーズ等を把握】

利用した高校生のなかには、児童館のイベントの企画等に積極的な協力姿勢を示すようになったなど、主体的な行動変容もみられたことから、中・高校生世代の自己実現を促すきっかけの場としても機能した。

サード・プレイスの周知広報や、中・高校生世代との関わり方、軽食の提供方法などについては、職員カンファレンスにて検討を重ねた。子どもたちの居心地の良さをなくしてしまわないよう、関わり方については職員同士で情報共有しながら慎重に行った。

ポスターの内容については、サード・プレイスを利用した中・高校生世代の意見を取り入れながら複数回の見直しを行い、取組の内容が伝わりやすいものへとブラッシュアップし

ていった。このように意見を聞くことにより、中高生の役割をつくることで居場所となることをねらいとした一面もあった。

利用者の様子について密に情報共有し、個別の関わり方などについて気になる点があれば職員間で話し合いを行った。感情が動いた際にどう表現したらいいかわからない子どもの様子を職員が感じ取った際は、コミュニケーションのなかで「悔しい気持ちと寂しい気持ちのどっちの気持ちが多い？」や、「児童館に来てくれて嬉しい気持ちだよ」等と感情表現について助言をするように接した。

サード・プレイスに対する中・高校生世代の子どもたちの声としては、「あと 1 時間ずつ長くしてほしい。」「週 2 回ではなくて毎日でもやってほしい。」「(期間終了後の声)再開してほしい。続けてほしい。」という声を受けた。

【保護者、家庭への助言・相談支援】

本取組における具体的な対応事例として、児童館への来館がきっかけで利用者の生徒複数名が不登校になっていることを児童厚生員が認識したケースがあった。その後、学校と連絡を取り合い、情報共有と支援の方向性について相談を行った。対応として、学校の授業時間帯に来館があれば本人たちに「学校と保護者には安全確認のために連絡をするが、児童館で過ごしても構わない」旨を伝え、その後、来館の度に学校と保護者に連絡を行った。その後、学校に生徒が登校しない日には、学校から児童館に問い合わせが入り、来館時の様子について情報共有し、保護者とのやり取りの一助につなげた。

【生活習慣の形成支援】

軽食の提供を開始したことで、特に男子中学生の利用が増加した。無料で食事がもらえるという情報が口コミで広がり、友達同士での来館も増え、軽食の提供が来館のきっかけになった。

中学生のなかには、食べこぼしの多さや後始末について気になることもあったが、注意だけすることで足が遠のいてしまうことは避けつつ、生活習慣の支援として「たくさん食べてくれて嬉しいよ！食事の後片付けも一緒にチェックしてくれるとすごく助かる！」という声かけを行った。

【他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり】

周知広報について近隣の中学校の協力を得て、ポスター掲示や先生への案内の機会を得た。教職員から気になる生徒に対して個別にサード・プレイスを紹介してもらった。

近隣の高等学校はポスターを生徒一人ひとりに配布し、教職員が時々サード・プレイスの様子を見に来ることもあった。家庭の事情により十分に食事が摂れていないと思われる生徒に対して、個別にサード・プレイスの情報を案内してもらった。

不登校の中学生が来館した際には、当人の様子を学校と情報共有し、保護者とのやり取りへの参考としていただく等の連携を図った。支援を必要とする中・高校生世代の早期発見につながる可能性もあることから、教育機関との連携強化を図ることの必要性を感じた。

お米やふりかけ、みそ汁、カップ麺など提供した軽食の食材は、近隣地域の関係者から無償で提供を受けた。また、サード・プレイスで施設前に看板を出していた際、地域の方から何をしているのか聞かれ、説明した次の日に、困った子のためにと食材を持ってきてくれることもあり、地域住民からの取組に対する理解と支援の輪がひろがった。

先駆的な活動をしている東京都調布市の中高生専用の児童館「調布市青少年ステーション CAPS」や本調査研究の調査研究委員との意見交換機会を設け、中高生対応を行う児童館としての課題について解決する機会づくりをした。意見交換会では、中・高校生世代の子どもたちへ接する際の方針や、職員が企画するイベントと子どもたちのやりたいことにギャップが出ないための注意点等について話し合いをした。

（５）取組に関する課題および今後の展望

サード・プレイスの期間終了後、来館した子どもたちにアンケート用紙を配布したが、結果として回答が 0 だった。アンケート実施のタイミングと重なるように新型コロナウイルスの影響による臨時休館となってしまったため、子どもたちへ回答を呼びかけることが難しかったが、来館時のコミュニケーションのなかでサード・プレイスに対する声を拾うことはできた。

本取組は実施期間を限定しての試行的な実施であったが、継続的な取組としていくためには、夜間開放時における人件費等の予算化など課題がある。本児童館の場合、近隣に大学等がないため、ボランティアの大学生を募集することも難しく、運営体制については今後の課題として残っている。



サード・プレイス中の看板

福祉的課題を抱える子どもへの対応について、地域ボランティアの活用を検討する際、子どもが抱えている課題や個人情報等が外部に漏れてしまうことのリスクについて具体的な対策を講じる必要がある。

継続的な取組を希望する声もあることから、4月から夜間開放を再スタートしたいが、予算上の課題を抱えている。民間の市民活動団体助成事業への申込を検討するなど、継続実施に向けて可能性を模索している。再スタートの際には、事前に学校や教育委員会に対し、事業のねらいや目的について説明する機会を設けられるよう調整を行う。

中・高校生世代の子どもたちに、児童館はいつ来ても良いという意識が生まれたため、ふらりと来館してくれるようになった。より開かれた児童館として認知をひろげていく。特に中学生は通常来館が増え、サード・プレイス終了後の1月1日から3月3日まで（新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館1/11～1/31を含む）で延べ43名が来館している。ニーズとしては、新型コロナウイルス感染拡大によって部活動が休みのため、児童館にきてバスケをしたりバドミントンをしたりと、体を動かす場所として遊びに来るようになった。高校生は下校時間が閉館ぎりぎりになることもあり、来館が難しくなってしまった。

来館した中学生は、自分の住所や保護者の連絡先を覚えておらず書けない子もおり、スマートフォン等の普及により手紙や年賀状を出す機会が減った影響と考えられるので、文化に触れる機会を児童館でつくっていきたいと考えている。

6. 愛知県小牧市

児童館外における中・高校生世代が集う居場所へのアウトリーチ活動

愛知県小牧市	
人口	総数 150,909 人（令和 4 年 2 月 1 日現在）
都市規模	一般市

（1）児童館や子育て支援施策の概要

小牧市は、昭和 30 年に市制施行され、名神・東名高速道路、中央自動車道の結節点として、さらに県営名古屋空港を擁するなど恵まれた広域的な交通条件を生かし、内陸工業都市として飛躍的な発展をしてきた。

市内の児童館設置数は児童センター 8 館である。運営形態は「こまきこども未来館」のみ公設公営、その他の児童館は公設民営で、株式会社、社会福祉法人が指定管理者として運営している。こまきこども未来館は複合商業施設ラピオ内にあり子育て世代包括支援センターと併設している。

市内には子育て世代包括支援センターであるすくすくパオーンルーム(子育て支援室)の他、7つの児童館が地域子育て支援拠点事業を実施している。

図表 3-6-1 愛知県小牧市児童館内概要

設置数	児童センター 8 館
開館時間	9:30~17:30 休館日:週一回(館により異なる)・年末年始(12月28日~1月4日)

（2）小牧市における子育て支援施策の特徴的な取組について

こどもや子育てに関する施策を重点的、総合的に推進するため、平成 26 年度に「こども未来部」を新設した。平成 27 年度からの「小牧市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況及び社会状況等の確認・検証を踏まえ、子ども・子育てを社会全体で支援する環境のより一層の整備を目的として、令和 2 年度~6 年度の 5 年間で期間とする「第 2 期小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

本計画では、あらゆる状況に置かれている子どもに対し分け隔てなく、すべての子どもに対し切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくり、保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進していく。

本計画に関わるすべての人が共有できる、わかりやすい将来の姿を『目指すビジョン』として定めている。（「こども」「子ども」の表記は本計画の通り）

1. こどもの貧困をなくそう

子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、各種取組みを横断的に推進します

2. こどもの居場所をつくろう

保育園や小学校、児童館などを活用して子どもの居場所となる活動場所をつくり、子どもの育ちを支援していきます

3. こどもの夢・未来をそだてよう

子どもの夢や未来への挑戦をまち全体で支援していくためのあらゆる取組みの推進に努めます

(3) モデル的事業としての取組内容

実施児童館	小牧南児童館、味岡児童館、小牧児童館、北里児童館、西部児童館
取組名	児童館外における中・高校生世代が集う居場所へのアウトリーチ活動

児童館の概要

各児童館には館庭、室内で軽い運動ができる遊戯室の他、創作活動室、図書室、子育て支援室などがある。

子育て家庭が交流し、支え合える場の充実を図るため、親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いのなかで不安感を緩和しながら子育てができるよう、子育て世代包括支援センターや各児童館など、親子が気軽に集い、交流できる場・機会を提供している。

小牧南児童館と西部児童館の2館はコミュニティセンターと併設している。

図表 3-6-2 小牧南児童館の概要

児 童 館	小牧南児童館
設 置 主 体	愛知県小牧市
運 営 主 体	株式会社小学館集英社プロダクション
児 童 館 種 別	児童センター
職 員 数	常勤 3 人、非常勤 10 人
年間利用者数	令和元年度 89,296 人 令和 2 年度 31,927 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日)

図表 3-6-3 味岡児童館の概要

児 童 館	味岡児童館
設 置 主 体	愛知県小牧市
運 営 主 体	一般社団法人なないろにこり
児 童 館 種 別	児童センター
職 員 数	常勤 4 人、非常勤 13 人
年間利用者数	令和元年度 70,322 人 令和 2 年度 25,478 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日)

図表 3-6-4 小牧児童館の概要

児 童 館	小牧児童館
設 置 主 体	愛知県小牧市
運 営 主 体	株式会社小学館集英社プロダクション
児 童 館 種 別	児童センター
職 員 数	常勤 1 名、非常勤 8 名
年間利用者数	令和元年度 61,659 人 令和 2 年度 26,941 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日)

図表 3-6-5 北里児童館の概要

児 童 館	北里児童館
設 置 主 体	愛知県小牧市
運 営 主 体	株式会社小学館集英社プロダクション
児 童 館 種 別	児童センター
職 員 数	常勤 2 名、非常勤 9 名
年間利用者数	令和元年度 36,614 人 令和 2 年度 22,161 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日)

図表 3-6-6 西部児童館の概要

児 童 館	西部児童館
設 置 主 体	愛知県小牧市
運 営 主 体	株式会社小学館集英社プロダクション
児 童 館 種 別	児童センター
職 員 数	常勤 2 人、非常勤 8 人
年間利用者数	令和元年度 46,634 人 令和 2 年度 21,167 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日)

図表 3-6-7 モデル的事業の取組で連携している関係機関

関係機関	連携している内容
小牧市こども未来部多世代交流プラザ	職員へ中・高校生世代の様子をヒアリング
学校法人尾関学園誉高校	「放課後児童館」実施場所の提供や周知協力
複合商業施設ラピオ	「出張児童館」実施場所の提供や周知協力
小牧市こまきこども未来館	「出張児童館」の周知協力 職員へ中・高校生世代の様子をヒアリング
小牧市南部コミュニティセンター	「ナイト児童館(中高生専用タイム)」実施場所の提供や周知協力
小牧市地区防犯パトロール	職員へ中・高校生世代の様子をヒアリング
小牧市少年センター	職員へ中・高校生世代の様子をヒアリング
小牧市こまき市民交流テラス	職員へ中・高校生世代の様子をヒアリング

取組の前提にあるもの

コロナ禍以前より中・高校生世代の利用が減少傾向であり、児童館職員が葛藤や成長に寄り添い、話を聴く機会が減少している。

一方、市内には中・高校生世代が集まる公的施設や商業施設などがあることから、児童館職員がアウトリーチしていくことで新たな接点をつくり、児童館の認知による来館の促しや、悩みや困りごとを聞き取る機会の創出につながるものと考えている。

児童館内における具体的な取組内容

図表 3-6-8 モデル的事業の取組における児童厚生員の業務

ニーズの把握	児童館外で中・高校生世代の動向やニーズについてヒアリング、及び、アンケートの実施。
企画・立案	アウトリーチ先で遊びのプログラムを企画。 児童厚生員と中・高校生世代のコミュニケーションの機会をつくる。
連絡・調整	地域のアウトリーチ先（学校、商業施設、コミュニティセンター）を選定し、実施場所の提供や訪問スケジュール調整等の協力を依頼。 市内児童館の児童厚生員が連携して、訪問スケジュールを調整。
広報活動	広報チラシやポスターを制作。 学校や商業施設に広報の協力依頼。
取組の実施	訪問先に来場する中・高校生世代と一緒に遊び、話し相手になりながら様子を観察。 児童館の紹介や、悩みなどを相談できる児童厚生員がいることを周知。
振り返り	中・高校生世代の様子について情報共有、アンケート結果やヒアリング内容を整理して、児童館への来館につながるきっかけ等について職員間で考察。

【児童館外へのアウトリーチ活動】

来館に至っていない中・高校生世代と接点をつくることを目的とした市内 3 か所でのアウトリーチ活動を実施した。

1. 私立誉高等学校における「放課後児童館」の実施（3回）
誉高等学校の協力を得て校内の部屋を借り児童館の遊びを実施し、生徒とのコミュニケーションを図り、気になる生徒がいる場合は話を聞いたり、児童館への来館を案内した。
2. 複合商業施設ラピオにおける「出張児童館」の実施（2回）
小牧市の中心部にある商業施設の一角で、児童館の遊び体験を実施した。商業施設に訪れている中・高校生世代に声かけし、参加を促した。遊びの中でコミュニケーションを図り、困りごとや悩みがないかヒアリングを行った。
3. 児童館に併設するコミュニティセンターにおける「ナイト児童館（中高生専用タイム）」の開催（4回）
小牧南児童館に併設する南部コミュニティセンターの部屋を借り、土日や夜の時間帯に中高生専用タイムを開催し、参加者に児童館への来館を促した。



放課後児童館の様子



出張児童館の様子

【中・高校生世代の動向やニーズ調査】

「放課後児童館」を実施した私立誉高校全生徒、「出張児童館」に参加者した児童の約 400 名に対し、児童館や普段の過ごし方に関するアンケート調査を実施した。

さらに、地区防犯パトロール、少年センター、こまき市民交流テラス、こまきこども未来館、多世代交流プラザの職員へ中・高校生世代の様子についてヒアリングを実施した。

児童館以外での過ごし方や行動の傾向を把握し、来館のきっかけにつながるポイントを考察した。

(4) 取組の評価（成果）について

【安心して過ごせる心地よい居場所の提供】

児童館を利用している中・高校生世代から興味のある遊びについて意見を聞き、アウトリーチ先ではスポーツやアナログゲーム、占いなどを実施した。

児童厚生員が遊びを通してコミュニケーションを図り、困りごとや悩みを抱えていないかなど様子を観察した。

気になる児童には、その場で話を聞くとともに、居場所や話し相手として児童館や児童厚生員の存在を伝え、来館を促した。

【親子の個別のニーズ等を把握】

中・高校生世代の実態を調べるため対象にアンケートを実施した。

アンケートの回答数については以下の通りである。

アンケート結果

対象：私立誉高校全生徒、及び「出張児童館」に参加した中・高校生世代

有効回答数：372件

内訳：中学1年生4名、中学2年生4名、中学3年生2名

高校1年生110名、高校2年生128名、高校3年生：124名

図表 3-6-9 アンケート結果

1. あなたの性別を教えてください

	回答（%） 回答人数 372 = 100%
男	67%
女	33%

児童館を利用したことがある方に

2. 児童館はどんな時に利用しますか（複数回答可）

	回答（％） 回答人数 28 = 100％
勉強	32%
遊ぶ	29%
スポーツ(卓球など)	14%
楽器等	11%
ボランティア	4%
その他	11%

児童館を利用したことがある方に

3. 児童館を利用したい曜日や時間帯は？（複数回答可）

	回答（％） 回答人数 28 = 100％
週末	71%
夕方～夜	39%
平日	18%
その他	18%

児童館を利用しない方に

4. 児童館を利用しない理由は？（複数回答可）

	回答（％） 回答人数 286 = 100％
昔は利用していた	36%
存在すら知らなかった	23%
知っていたが利用したことがない	6%
忙しい	6%
遠い（近くにない）	5%
小さい子が多く、迷惑になる	1%
その他	23%

5. 何があったら、何が出来たら児童館に行ってみたいと思いますか？（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 286 = 100%
Wi-Fi などのネット環境	31%
スポーツが出来る	24%
ゲーム	19%
お茶・お菓子がある	8%
学習空間	7%
イベント	7%
マンガがある	7%
スポーツ(卓球)ができる	4%
夜遅くまで開館	3%
楽器の練習	3%
スポーツ（ダンス）ができる	3%
カフェ	2%
その他	14%

6. 皆さんが情報を得る主な媒体は何ですか？（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 372 = 100%
SNS（LINE・Instagram）	55%
ネット（YouTube）	44%
TV	17%
友達	15%
家族	7%
スマートフォン	4%
雑誌	1%
その他	2%

7. 今、あなたの興味のある事を教えてください（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 263 = 100%
スポーツ	20%
ゲーム	16%
音楽	13%
アニメ	6%
ファッション	5%
本・小説	5%
アイドル等	5%
映画	4%
部活	3%
絵を描く	2%
ネット	2%
料理	2%
コスメ・メイク	2%
ダンス	1%
その他	14%

8. 休日はどこで過ごすことが多いですか？（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 191 = 100%
家	68%
学校（部活）	35%
店・モール	15%
公園	6%
バイト	4%
公共施設	3%
塾	1%
その他	10%

9. 休日は誰と過ごすことが多いですか（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 191 = 100%
友達	54%
一人	31%
家族	8%
その他	7%

10. 休日は何をしていることが多いですか（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 191 = 100%
ゲーム・スマートフォン	43%
寝る・休息	25%
部活	20%
スポーツ	10%
ショッピング	10%
バイト	9%
勉強	2%
その他	15%

11. 悩みはありますか

	回答（%） 回答人数 278 = 100%
ある	16%
ない	84%

12. 相談は誰にしますか（複数回答可）

	回答（%） 回答人数 127 = 100%
友達	50%
親・家族	31%
先生	9%
信頼できる人	2%
話せる大人	1%
相談しない・いない	4%
その他	3%

アンケート回答結果から、児童館利用の経験は全体の約1割程度であった。一方で昔は利用していたという回答が多かった。

何があれば利用するきっかけになるかとの問いに対して、「Wi-Fi」「スポーツができる環境」「ゲーム」が順に多い。放課後や休みの日に過ごす場所についての回答は「家」が最も多く、次いで「学校・部活」「商業施設」。「相談は誰にするか」という問いについては「友人」が最も多く、次いで「家族」という結果であった。

一部「相談しない」「(相談相手が)いない」という回答もあり、そのような人たちに向けて、相談先のひとつとして児童館があることを認知してもらえるきっかけとなったと考察できる。また、アンケート回答結果やアウトリーチ活動でのヒアリング結果から友人と一緒に過ごすこと、飲食ができることが居場所となっていることが考察できる。

【保護者、家庭への助言・相談支援】

初対面の職員に対してプライベートな話をしてくれる中高生がいた。関係性がないことがかえって話しやすさにつながった可能性も考えられる。児童厚生員との関係性が深まれば、より内面的な様子にふれることができると思われる。

中・高校生世代の意見として、身体を動かしたり、ゲームをやりたい要望が多くあり、そのようなことが行える居場所を求めている傾向にある。アナログゲームもきっかけや遊べる環境があれば、友人と身体を動かし、コミュニケーションを取りながら遊ぶ様子が見られた。

スマートフォンの普及により、デジタルコンテンツを楽しむ様子がうかがえ、Wi-Fi環境の有無を気にしている傾向にある。

【他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり】

さまざまなスポットへのアウトリーチ活動のため、市内5つの児童館の職員が連携し、地域の特性や来館者情報を共有しながら活動した。一館では児童館の開館時間中に職員が複数人同時に外出することは難しいが、他館と協力することで、まとまった人数の職員でアウトリーチ活動に取り組むことができた。この連携は、日頃からのつながりや協力関係が下地にあったことにより、取組に対する理解を得られることができた。

自治体の関係機関や高等学校、商業施設など施設関係者に取組の趣旨を説明し、協力依頼について理解を得た。

（５）取組に関する課題および今後の展望

公立中学校・高等学校内での「放課後児童館」実施について教育委員会と協議したが、校内の体制や事情により難しいとの判断となった。懸念点は教職員の拘束時間、実施場所や時間がないこと、本調査研究の期間が短いこと、前例がないこと、問題発生時の対応フローを明確に示せなかったことであった。活動の内容に否定的ではなかったものの、学校で実施することの意義が理解されなかった。教職員のなかにある今までの児童館のイメージの払拭も必要と感じた。

中・高校生世代へのアンケートから児童館のイメージのなかに「小さい子の場」という意見が多かった。実際に中高生が来館しても、やることがない、制限がある、と感じることは多く、各館、中高生が利用しやすい環境を整えることも広報と同時に必要と感じた。

モデル的事業の実施において、相談機関や支援につなげるケースはなかったものの、定期的に活動を続けることで、児童館職員が訪問することの認知がひろがり、より多くの中・高校生世代との接点ができるようになっていくなかで、福祉的課題を抱える中・高校生世代の早期の発見につながる可能性を感じた。児童館には課題発見機能があるということを今後も周知していきたい。

運営主体、児童館の枠を超えて、他館と意見交換をしたことで、横のつながりがさらに強固に、またひろがりを見せるきっかけとなった。

7. 事例 愛媛県松山市

地域の社会資源と連携した学習支援及び軽食の提供

愛媛県松山市	
人口	総数 506,792 人（令和 4 年 1 月末）
都市規模	中核市

（1）児童館や子育て支援施策の概要

松山市は愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置している。県庁所在地として総合的な都市機能を備え、平成 12 年 4 月には中核市へと移行し、平成 17 年 1 月には北条市・中島町と合併し四国初の 50 万都市となった。

平成 7 年に市内で 1 つめの児童館として松山市中央児童センターが開設された。現在では、小型児童館 5 館・児童センター 3 館の全 8 館が設置され、公設民営の運営形態で、社会福祉法人松山市社会福祉事業団が指定管理者として市内の全館を運営している。

市内には県立の大型児童館「えひめこどもの城」が設置され、松山市を含めた愛媛県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を担っている。

地域子育て支援センターや子育てひろばをはじめ、市内には 31 か所の地域子育て支援拠点があり、子育てに関する相談、子育て世代に必要な地域情報や交流の場の提供を行っている。

松山市子ども総合相談センター事務所（子ども家庭総合支援拠点）が市内 3 つの事務所で、子育て、不登校、いじめ、虐待、問題行動、非行、発達等、0～18 歳の子どもに関することや、予期していない妊娠、出産前後の養育不安等、妊娠出産に関する悩みや不安など、さまざまな子育てに関する相談受付や要支援児童に対する支援を行っている。

平成 30 年 8 月に「すくすく・サポート（子育て世代包括支援センター）」が市内 5 か所に開設され、保健師が常駐し妊娠期から子育て期にわたる子育ての相談対応を行い、生活の質の改善や向上、胎児や乳幼児にとって良好な生育環境の維持について支援を行っている。

図表 3-7-1 松山市内児童館の概要

設 置 数	小型児童館 5 館、児童センター 3 館
開 館 時 間	中央児童センター・味生児童館・久米児童館・新玉児童館・久枝児童館・畑寺児童館 【4～9月】 9:00～18:00 【10～3月】 9:00～17:30 南部児童センター・北条児童センター 【通年】 9:00～21:00 休館日：月曜日（祝日に当たる場合は、次の平日） ※小学校の長期休業中（春・夏・冬休み）は年末年始（12月29日～1月3日）を除き毎日開館（新玉児童館を除く）

（2）松山市における子育て支援施策の特徴的な取組について

令和 2 年 3 月に「第 2 期松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地域子育て支援拠点について内容の充実とともに、より効果的な周知啓発に取り組みつつ、空き家を地域資源と捉えた子どもの居場所づくりを検討することが示されている。

新しく仕事を始めたり、仕事復帰を考えている子育て中のママを対象に、児童館で「子育てママのお仕事相談」を実施している。愛媛県の就労支援施設と連携して国家資格を有したキャリアコンサルタントが、児童館に出張して就労相談に対応するなど、仕事と子育ての両立を支援する取組を行っている。

妊娠から概ね中学生以上の子育てに関する、行政の相談窓口、子育て関連施設情報、イベント情報などを一体的に発信するための、子育て情報サイト「子育てをカンガ（エ）ルーカフェ」を運用し、ウェブサイトを活用した情報提供を積極的に行っている。

松山市子ども総合相談センター事務所で、『こども・子育て・DV らいん相談@まつやま』を開設（令和 3 年 11 月）し、毎週月曜日・木曜日の 17 時から 21 時まで、SNS を活用した相談受付を行っている。

（3）モデル的事業としての取組内容

実 施 児 童 館	畑寺児童館
取 組 名	地域の社会資源と連携した学習支援及び軽食の提供

児童館の概要

松山市の東部に位置する桑原地区にあり、北は石手川に沿う市内有数の住宅地として

知られている。かつての農村地区は高度経済成長にともない、新興住宅地として発展。市内中心部には車で20分前後とアクセスが良く、近隣には国立大学や附属高校、私立大学・短期大学等があり文教地区となっている。

本児童館は市内の複合施設である松山市畑寺福祉センターのなかにあり、敷地内には、その他に公園・児童発達支援事業所・知的障害者就労継続支援事業所・ふれあい交流スペースが備わり、ノーマライゼーションの普及・啓発を推進する松山市東部の福祉の拠点となっている。

松山市が公開している「統計・国勢調査 地域・年齢別人口(令和2年4月1日現在)」によると、本児童館は市の年少人口(0～14歳)64,927人のうち3,544人(5.4%)が住む桑原地区に位置し、市の中心街に近いエリアであることから市内の全44地区のなかで5番目に子育て世代が多い地域となる。

図表 3-7-2 畑寺児童館の概要

児 童 館	畑寺児童館
設 置 主 体	松山市
運 営 主 体	社会福祉法人松山市社会福祉事業団
児 童 館 種 別	小型児童館
職 員 数	館長1名、常勤児童厚生員4人
年間利用者数	令和元年度 51,719 人 令和2年度 17,926 人 (※新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館期間 令和2年4月1日～5月10日)

図表 3-7-3 モデル的事業の取組で連携している関係機関

関係機関	連携している内容
松山市子ども総合相談センター 事務所(築山事務所)	センターが支援している家庭に対する周知広報の協力
松山東雲女子大学	当日の運営協力を携わる大学生の調整
松山市畑寺福祉センター	学習支援に取り組める場所の提供
障害者多機能型事業所きらりの森 (就労継続支援事業B型事業所)	弁当の提供

取組の前提にあるもの

コロナ禍における臨時休校、学級閉鎖等や、保護者の共働き家庭が多いことから、児童が一人で過ごす機会が増加傾向にある。本児童館では経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難、不登校による学習の遅れ、学習習慣が十分に身につけていない児童に、学習機会を提供するための取組を試行しているが、実施体制について課題を抱えている点もあり取組の継続性について検討している。

近隣地域にある松山東雲女子大学は、地域の幼稚園や保育園、児童福祉施設等の現場との協働事業や研究に取り組んでいることから、同大学の子ども家庭福祉を専門とする研究者と連携し、スクールソーシャルワーク実習の一環として、大学に通う生徒を児童館の実習生として受け入れ、ソーシャルワークに関する実地研修の場を提供している。

日頃から困りごとや悩みを抱えている児童館利用者に対して、相談窓口として市内の松山市子ども総合相談センター事務所（築山事務所）（以下、「子ども総合相談センター」）を案内している。支援を必要とする親子や児童の対応については、子ども総合相談センターの専門の相談員と情報共有を行い、状況に応じてケース会議を実施している。

児童館内における具体的な取組内容

図表 3-7-4 モデル的事業の取組における児童厚生員の業務

ニーズの把握	日常的な遊びのプログラム等において、子どもや保護者が学校の学習や宿題について、どのような困りごとや悩みを抱えているかヒアリング。
企画・立案	長期休業期間中に宿題のサポートや休み中の過ごし方について助言したり、弁当を提供する機会を企画。
連絡・調整	地域関係者に実施場所の提供、学習をサポートする大学生の運営協力、弁当提供の協力を依頼。
広報活動	広報チラシを制作。 地域の小学校に広報の協力依頼。 地域の支援機関が把握している、課題を抱える家庭への個別周知を協力依頼
取組の実施	遊びのプログラムをはさみながら、宿題の丸つけや質問を受ける時間を設け、家庭の様子をヒアリング。 参加者に弁当を提供。 学習をサポートするために大学生が運営に参加。
振り返り	連携した関係者と運営の振り返りと、今後の展開について意見交換のミーティングを実施

【地域関係者と連携した学習支援の取組「でらじのでら小屋」を実施】

近隣小学校では、夏休みや冬休みの宿題を家庭で丸付けを行い提出することになっている。共働き家庭などは家庭内で時間をつくるのが難しいことから、子どもがわからない点を親に聞けないなど、宿題に困難を感じている児童がいる。

経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな小学生（1～6年生）を対象に、児童館が地域の関係者と連携して、学習支援、及び、軽食（弁当）の提供に取り組んだ。



学習中の様子

実施場所は、個別的な配慮も含めて、児童館以外の場所を検討した。その結果、本児童館が設置されている松山市畑寺福祉センターの協力のもと、センター内のふれあい交流室を貸し切り、参加者が学習に集中できる環境を整えた。

児童の学習面をサポートする役目は、前述の松山東雲女子大学の大学生が運営協力として携わり、大学生が参加者の宿題の質問を受けたり、問題の丸付けを行いながら、長期休業期間中の家庭での過ごし方や、宿題のやり方について助言した。

就労継続支援事業 B 型事業所としてカフェダイニングを運営している障害者多機能型事業所きらりの森（以下、「きらりの森」）とは、以前から、児童館で実施するクッキングプログラム等においてスタッフの運営協力などの連携があり、これまでの協力関係の中で本取組において当日の弁当を用意してもらい参加者に提供した。

事前の周知広報は、近隣小学校に案内チラシの配布協力を依頼したり、子ども総合相談センターが支援している家庭に、センターの相談員から案内してもらうなど、地域関係者との連携により進められた。



大学生が学習面をサポートしている様子



じゃんけんゲームの様子

図表 3-7-5 「でらじのでら小屋」プログラム内容

時間	内容
9:00	会場準備
9:20	参加者受付開始
9:30	開始・オリエンテーション・宿題の確認
9:45	学習開始 ・グループに分かれて、大学生が1名ずつ配置 ・わからない点の質問対応、丸つけを行う。
10:15	休憩
	レクリエーション（じゃんけんゲーム①）
10:30	学習開始 ・グループに分かれて、大学生が1名ずつ配置 ・わからない点の質問対応、丸つけを行う。
11:00	休憩
	レクリエーション（じゃんけんゲーム②）
11:15	学習開始 ・グループに分かれて、大学生が1名ずつ配置 ・わからない点の質問対応、丸つけを行う。
11:45	アンケート記入、弁当配布
12:00	終了、会場片付け

【「でらじのでら小屋促進会議」の実施】

学習支援の取組を地域資源と連携しながら継続性を持った取組に発展させることを目的に、「でらじのでら小屋」実施後に協力関係者によるオンライン会議を行い、取組の振り返り、及び、今後の課題や協力体制について意見交換を行った。大学生の運営協力について調整を行った大学研究者、当日の周知広報に協力した子ども総合相談センター相談員と、それぞれの視点から気づいた点や、課題を感じた点などディスカッションを行い、今後の取組に関する方向性について考察する機会とした。



オンライン会議の様子

図表 3-7-6 でらじのでら小屋促進会議の議事内容

【主な議事内容】

- ・参加対象者の整理や絞り込みについて
- ・対象者をセグメントした周知広報の方法
- ・参加者アンケート結果の共有
- ・参加費の設定
- ・参加者との関わり方について（大学生の学びや気づき、経験につながる取組として）
- ・地域関係者や大学生の協力体制

（４）取組の評価（成果）について

【安心して過ごせる心地よい居場所の提供】

参加者は小学生の低学年が多いことから、学習を行う時間帯と、遊びのプログラムを行う時間帯に分け、個々の集中力の持続について配慮しながら、当日のタイムスケジュールを検討した。運営協力に参加している大学生も遊びに参加しながら交流することで、異年齢によるコミュニケーションが図れている。

長期休業中、保護者が子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭では、宿題についてわからない点を教えてもらう機会が特に少ない傾向にある。さらに塾などに通うこともない場合、徐々に学習に困難を感じていく様子も見受けられるため、教えてくれる人がいる、話し相手がいる環境をつくり、子どもに安心感を与える機会を長期休業期間の開始前後につくることは、学習習慣の形成を支援することにおいて適切な実施時期と捉えている。

家庭に課題を抱えながらも、保護者が自ら SOS を出すことができず、子どもが地域で孤立しているケースもある。支援機関と連携することで、本取組に参加するきっかけをつくることできれば、そのような課題を抱える子どもたちとコミュニケーションを図る機会創出の可能性があると考えている。

【個別のニーズ等を把握】

本取組の実施に際して、事前の広報において、近隣小学校と子ども総合相談センターに協力を依頼し、ひろく地域の小学生に広報すると同時に、福祉的な支援を必要とする家庭に対して個別の周知を行った。結果的に参加者数が想定していた定員の 3 割程度での実施となり、参加者募集の広報のやり方や周知期間、参加費の設定に課題を残す結果となった。

でらじのでら小屋促進会議（以下「促進会議」記）において、広報に関して意見交換を行い、今後の実施に向けて整理する点や、改善する点について洗い出した。広報に関しては事前の告知期間が短かったこと、本取組の参加対象を地域からひろく募集するか、要支援児

童等を対象とした福祉的な支援を必要とする子どもに絞り込むかなど今後の論点が整理された。

参加費の徴収について、受益者負担として 200 円の設定で行ったことが、結果的に貧困や経済的負担を感じている層に対して、参加ハードルを上げる要因になったのではないかとの意見が出た。家庭に問題等があり支援を必要とする子どもの参加を促すにあたり、参加費無料での実施や、参加者負担の場合は減免などの対応について、今後の検討課題となっている。

小学生（1年生～6年生）を対象として実施したが、兄弟姉妹に中学生がいる家庭も多いため、参加対象を中学生まで受け入れることで、対象の幅をひろげることも一案として意見が出たが、中学生の学習をサポートできる人材の確保など、運営体制の課題等を鑑みて、現状においては将来的な検討事項に留めておくことにした。

企画段階においては、実施会場での食事提供により、参加者とコミュニケーションを図る機会を検討していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、弁当を提供し自宅に持ち帰ってもらうことにした。保護者からは弁当の提供が参加の後押しになったことなど、当日のヒアリングや事後のアンケートからうかがえた。

【保護者、家庭への助言・相談支援】

近隣の小学校は、長期休業中の宿題について、保護者が丸つけを行い提出することになっている。共働き世帯、多子家庭、ひとり親家庭、保護者が精神疾患等を抱えている家庭などで、丸つけについて負担や困難を感じているケースがあることから、本取組は、そのような家庭の保護者に対する支援としても取組の目的に据えている。

【生活習慣の形成支援】

本取組は、小学校の長期休業期間に入るタイミングで実施されている。共働き等により保護者が不在がちな家庭において、子どもが家にいる時間が長くなることから、休み期間中の家での過ごし方や、宿題の取り組み方について助言する機会としている。

全体のプログラムは「学習タイム」、「レクリエーション」、「休憩」を繰り返し、おおよそ 3 時間程度のタイムスケジュールが、集中力を持続させながら学習に取り組める時間割であることが参加者の様子から見て取れた。

長期休業期間後、完璧主義の傾向にある子どもが、宿題ができなかったことがきっかけで不登校や登校しぶりになるケースも見受けられることから、家庭内における保護者のサポートが十分に及ばない子ども等に、地域で学習を支援する機会をつくる点は、長期休業期間中の見守りの一環として重要なポイントと考えている。

【他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり】

きらりの森に、参加者への弁当の提供について協力依頼した。障害福祉サービス関係者との連携を考察するきっかけになり、今後、コロナ禍が落ち着いた際には、実施会場での軽食の提供についても連携し、参加者や大学生とのコミュニケーションを図りながら、安心して学習に取り組める環境づくりを検討していく。



大学生がサポートしている様子

松山市畑寺福祉センターによる実施会場の提供、松山東雲女子大学による大学生の運営協力があることで本取組が実施できる運びとなっている。特に児童厚生員の人員体制が限られている状況において、参加者の学習をサポートする役割を大学生が担うことは重要なポイントであり、今後の運営体制における継続的な連携を期待したい。

関係者による促進会議を実施し、本取組を持続可能にするための意見交換が行われたことは、今後の展開において取組の継続性や定着化を検討する上で、関係機関との連携強化の重要な機会となった。

【自治体における相談支援体制との関係】

子ども総合相談センターとの連携により、学習に困難を感じている子どもへの周知広報について、センターが把握している中で、下記属性の対象に個別の声かけを実施できる可能性を見出している。

図表 3-7-7 子ども総合相談センターが把握している家庭

- ・長期休業期間中、保護者が子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭
- ・両親が忙しく、塾や児童クラブにも行かない子ども
- ・一人っ子
- ・多子家庭、保護者が妊娠中の家庭の子ども
- ・経済困窮の家庭の子ども
- ・ひとり親の家庭の子ども
- ・子育ての支援が必要だが、自ら支援を求めることができない家庭の子ども
- ・地域で孤立している家庭の子ども
- ・保護者に精神疾患等がある家庭の子ども
- ・不登校や登校しぶりになった子ども
- ・宿題をめぐる親子喧嘩にある家庭の子ども

（５）取組に関する課題および今後の展望

促進会議において、取組の参加対象者の整理について議論された。今後、福祉的課題を抱える要支援児童を参加対象として受け入れていく場合、学習面のサポートを大学生が行うことについては慎重さも必要であり、課題を抱える参加者とのコミュニケーションの取り方、心理的なケア等において、ソーシャルワークの機能を発揮していくための運営体制の構築が求められるものと考えている。

実施場所が遠方で来られない子どもたちの参加ニーズはあるものと認識していることから、館外実施でアウトリーチしていくことの重要性については関係者間で共通の課題として取り上げられている。今後、市内の他児童館への横展開など、可能性について検討されることを期待したいところである。

本取組の運営体制については、児童厚生員だけでは人員的な制約もあることから、大学生の運営協力を得られることで実施可能性を高めている。現状は松山東雲女子大学の大学生に協力を依頼しているところだが、促進会議において、他大学にも取組の協力に関するニーズがあるのではないかと示唆があり、今後、連携先の協力機関をひろげていくことも、ひとつの案として検討されている。このような地域の関係機関による意見交換の機会は、情報共有による地域ニーズの把握や、さまざまな関係者からの新たな視座の提供につながる点において、取組の持続可能性を高めるための重要なポイントと考えている。

8. 支援について考える

コラム① 「社会福祉士配置による効果」

高橋 由香里（北名古屋市鍛冶ケ一色児童館 館長）

児童館に勤めながら社会福祉士の資格を取得

私が勤めている児童館は、NPO法人が指定管理者として運営する、児童クラブ併設なしの単独館です。平成15年から勤め始め、20年から館長をしています。家族形態の多様化、福祉的課題の多さから、自分の経験やスキルだけでは的確な支援ができないと感じていました。福祉に関して基礎から学びたいという思いで、館長に就任後、働きながら通信制の大学に通い受験資格をとり、社会福祉士の資格を取得しました。

当初は、資格は取ったものの自信がないので、社会福祉士と名乗ることができませんでした。ある日、児童館の近くで統合失調症の女性がふらふらしているところを見かけ、保護したときに、専門機関や病院の相談員への経緯の説明、女性を留めておくための声かけなど、社会福祉士の学びが役に立ったことがありました。専門機関の方に報告が的確だったと言われ、そこで初めて、実は社会福祉士ですと名乗りました。その際、連携先には、社会福祉士であることを先に伝えた方が深いところまで質問できるので良いというアドバイスを受けたことをきっかけに、それ以降、きちんと伝えるようにしています。

社会福祉士は、専門的な知識と技術を持った上で、福祉に関する相談援助を行い、助言をしたり、時には指導をしたり、他機関と連携していく役割を担っています。児童館でも、他の児童厚生員にとって、荷が重い相談については、社会福祉士としての知識を生かして支援にあたっています。

児童館における社会福祉士の役割

私たちが日頃から主に取り組んでいるのは、子育て支援では相談援助、母親同士をつなぐ仲間づくり、小学生では虐待、ネグレストの予防と早期発見、そして、生活困窮の家庭の子どもには、関係機関と連携を取りながらの支援などです。中高生に関しては、心のケアが必要な子どもが定期的に来館しているので、こちらも関係機関と連携しながら支援を行っています。児童館は、妊娠期から18歳まで、切れ目のない支援ができる貴重な施設なので、その特性を生かした取組ができます。

児童館における社会福祉士は、高齢者や障害者施設のソーシャルワーカーや、病院の医療ソーシャルワーカーと大きく違います。後者は、相談を目的として来てくれますが、児童館の場合は、自由に来館してくるなかで、子どもたちが自覚していない困りごとをみつけ、支援につなげていくことが求められます。保護者の顔も、家庭環境も見えない状況で、「それはこの子の家庭では当たり前のことかもしれないけれど、少しズレを感じる」ことなどを、周りに知られることなく、自分自身で気を付けていけるようさりげなく子どもに声をかけていきます。

また、長きにわたり子どもたちをみてきて気がかりなのは、投げやり、集中するものがみつけられない、居場所がない等、自己肯定感の低さを感じるところです。もっと自分のことが好きになり、もっと大切にできれば、しんどくなる前に防げるのではないかと思っています。子ども自身がさまざまな体験を通して自己肯定感を高め、自分を大切にできる子どもになってほしいという思いがあり、何か気づきがあれば、予防的な観点から、支援につなげられる糸口を探ります。

病院では医者が、健診では保健師が、相談者に対してさまざまな質問をしていきますが、児童館では相手から話してもらえるような展開に持っていくための関わりや取組が必要です。例えば、乳幼児親子が来館して、親子の様子に何らかの気づきがあれば、遊びを通した直接的な関わりを入りに、距離感を保ちつつ、歩み寄っていきます。そのなかで一人ひとりに合わせたスタンスで、時間をかけて丁寧に寄り添いながら、相談援助につなげています。

社会福祉士を名乗ることは、関係機関に連絡する際、課題に対しての説得力があり、安心して任せられると信頼を得るようになりました。それによって子どもが楽になるなら、資格を持って支援にあたることは価値があると思います。

このように、児童館に社会福祉士を配置することで対応できることが増えていきますが、先に述べた、社会福祉士的な視点で考え、地域で支援を行っていくことは今後求められていくことです。そのためにも、すべての児童館において、学びの場を作ることが大切ではないでしょうか。

社会福祉士の視点を学び、児童厚生員のソーシャルワークスキルを上げる

現在、全国の児童館のなかで社会福祉士が配置されている施設は約7%（平成28年度全国児童館実態調査）。私は勤め始めてから必要性を感じて資格を取りました。現在も、資格取得に向けて頑張っている仲間もいます。発達に関する困りごとや障害児対応など、子どもたちのためになんとかしたいという思いが自己研鑽につながっています。資格取得が目的ではなく、当たり前の日常を支えるソーシャルワークスキルを身につけ、日々子どもたちの支援に役立てることが目的です。そのような意識を持って、研修・テキスト等から多くの知識を得て、それらを蓄えていきます。その過程が必要なのです。社会福祉士としての

専門的な視点というのは、資格の有無にかかわらず、児童厚生員には必要な視点だと思います。

ソーシャルワークスキルの自己研鑽を重ねることで、児童厚生員のスキルアップ、そして援助の質の向上につなげていくことができます。その上で、さらに勉強したいと思えば、資格取得を目指すのも良いのかもしれない。

社会福祉士として、いつも心に留めている言葉があります。

「利用者を属性から捉えることなく、一人ひとりに尊厳があり人権がある。

百人いれば百通りの支援、それは絶対外せない。必ず一人ひとりの尊厳を据えて」

コラム② 「思春期の課題に対する対応」

安次富 美和（沖縄市宮里児童センター 所長）

沖縄市には、児童館3館に加え、児童館機能を備えた体験学習施設が1館（すべて公設公営）あります。私が勤務する児童センターがある地域は、市内でも子どもの人口が多く、子育て世代にも人気のエリアとなっています。当児童センターは、中学校と大型公園が隣接し、公設民営の放課後児童クラブも併設している施設です。

これまで関わった福祉的課題を持つ子どもたちの状況は、同じ市内でも地域格差があり、経済的困窮からライフラインが厳しい状況で生活している子どもたちもいます。ヤングケアラーや若年出産をはじめとする思春期の課題に対し、関係機関や地域との連携により対応をしています。

近年の地域の課題としては、追い詰められた生活環境でなくても、シングル世帯やステップファミリーの子どもたちが家族団らんの空間を求めて、仲間と集い非行へ走る思春期の子どもたちの存在です。

私達が現在関わっている思春期の子どもたちとは、笑い合う日もあり、衝突する日もあり、この対応でよいのだろうかと思案する日々もありました。ですが、やっていくなかで救いなのが「あの子どもたち、かわいいんですよ」という児童厚生員の声です。

その子どもたちは、学校に行き場がなく、児童館向かいの公園と児童館に集い、朝から来館したり、学校を抜け出してきたり、また校区内の子どもたちだけでなく、校区外や他市の思春期の子どもたちとともに集団化することがあります。学校生活の時間帯に来館することに賛否両論あり、子どもたちの課題ある行動を認めるわけではないのですが、家庭環境からの影響による、今の子どもたちの姿であることから、学校や関係機関との連携を仰ぎ、地域の協力をいただきながら、児童館がその機能を生かし「居場所=拠り所」となるよう、支援を継続してきました。

個性豊かな地域有志の力とともに子どもたちを守り支えていく

このような支援を続けるなか、児童館のキーパーソンとなっているのが「地域の有志の方々」です。児童館の現状を相談したところ、地域有志の皆さんが子どもたちを見守り、時には子どもたちへ叱咤激励することが見受けられます。この地域有志の皆さんは、子どもたちの幼少期を知り、保護者のことを知っていることから、子どもたちの反応が違います。公的機関とは違う地域のつながりがある支援を担ってくださると期待しています。

児童館職員の異動があっても、地域と児童館がつながっていることで、行き場のない子どもたちの拠り所が、地域にあり続けることをねらいにしています。

中学生女子の児童館への思い

小学生から利用する中学生がある日、児童館のことをこのように話していました。

▶地域有志主催のゆんたく会（座談会）にて

「他の学校と比べて、この学校はどうか？」という地域の方の質問に

「児童館があるから、いいじゃん！」

▶学校抜け出して来館し、乳幼児の親子を見かけた時

「こどもができたら、児童館に連れてきたい」

と、児童館への思いを聞くことができました。子どもたちには、さまざまな支援者が関わり、個別支援をしています。

ただ、最近感じることは、子どもたちのために支援体制を整えていますが、本人が支援の場に向かわないため、支援の滞りがあります。でも児童館は子どもたちの意志で利用する居場所。だからこそ、子どもたちたちが集います。

「自殺予防週間」の取組～子ども目線と支援者目線の相違～



①



②

上記のポスターは令和3年8月に取り組んだ「自殺予防週間」のオリジナルポスターです。支援者目線で爽やかなイメージで①のポスター案を作成しますが実際に、子どもたちに見てもらい、子どもたちへのヒアリングからスタートしたところ「ありきたり」「相談できるポスターって感じがしない」「他のポスターと同化して、目につかない」とのご指摘を

受けました。

子どもたちから「光と闇のある色合い」「孤独感を感じるイラスト」「リアルワード」「電話番号は大きく」「SNS 活用」などのご提案により、出来上がったのが②のポスターです。この取組で、子ども目線と支援者目線の違いをあらためて痛感させられたのでした。子どもを支援する際に支援者が常に意識しておかなくてはならないことだと思っています。

思春期世代とのつながりに SNS を試験運用

思春期世代や若年出産を経験した親世代と関わるなかで、若者のコミュニケーションツールの1つとなっている SNS の活用について、職員間で議題に取り上げました。運用するなかでのリスクも想定しつつ、適切な運用方法について職員間で話し合い、個別のアポイント支援（来館を促すこと、必要な支援につなぐことなど）を目的に、現在 SNS の試験運用を行っています。このような取組に関しては、さまざまな意見がありましたが、過去の価値観にとらわれず、時代に応じた支援やあらたな価値観の創出は必要だろうと考えています。

「地域の拠り所=児童館」を目指して

私は市内数か所の児童館に携わってきたことで、当時幼かった利用者が親となり、児童館を利用するケースがあります。なかにはシングルマザーで子育てをしている児童館 OB もおり、その子からの SOS をキャッチできるチャンスを得られているのは、長期的かつ継続的な支援が可能な児童館であり、児童厚生員だからこそできるつながりある支援だと考えています。

福祉的課題の支援はゴールが見えない支援ですが、今関わっている子どもたちの10年後には、「地域の拠り所=児童館」が当たり前のように存在しているように、地域とともに歩み、その子どもたちが必要な時に戻ってきやすい児童館を作り上げていきたいです。

コラム③ 「要保護児童対策地域協議会や地域のネットワークにおける児童館への期待」

河崎みゆき（一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部 主任）

私は現在、全国の児童館を支援する児童健全育成推進財団で会員の管理や調査研究などを担当しています。財団に入職する前は、人口 2 万 4000 人ほどの地方自治体に勤め、子育て支援や児童福祉関連の仕事に携わりました。児童館業務や要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の事務局業務など、当時の経験を振り返りながら、児童館に期待される役割について考えてみたいと思います。

所管部署から見た児童館の印象

私は、要対協の構成員の連絡調整役として、コーディネーター的な業務をしていました。気になる様子がある子どもの情報提供や相談を受けた時には、その子どもの生活環境や養育環境について情報収集をします。小学生についての連絡を受けた時には、必ず児童館へ連絡し、利用がある場合には、その子どもの様子を確認していました。ケース会議が必要な場合には、関係機関として児童厚生員にも出席いただき、一緒に検討していました。

当時を振り返り、なぜそのようなことをしていたか考えてみると、児童館の特性や児童厚生員の関わりには価値があると思っていたからです。私から見ると、児童館は「自由な空間」という印象がありました。児童館は、保護者も子どもも誰もが、自由に行くことができます。保育所のように、保護者の就労要件等も必要ありません。「何か」がなくても、身近で気軽に行ける場所だった印象です。子どもはどんな風に過ごしてもよく、友だちと遊んだり、読書や勉強をしたり、児童厚生員と話したり、ときには甘えたりしています。このように自由に過ごすなかで、学校や家庭とも違う別の表情をみせることもあるようです。児童厚生員は、自由に過ごす子どもたちと接し、気になることがあれば、子どもに声をかけやすく、また、放課後児童クラブの子どもであれば保護者との関わりもあり、その子どもの状況をつかみやすいという印象がありました。

このような特性は他施設には無く、児童館固有のものだと思います。課題を抱える子どもや保護者に気づき、継続的に見守るためには不可欠な施設だと考えていました。

学校や所管部署において「子育て支援の拠点施設」として認知

自治体の施策として、児童館を子育て支援の拠点施設として位置付け、計画にも明記していました。また、年度始めに開催される校長会・教頭会や要対協の全体会議でも児童館の事業や役割を説明したり、所管課と児童厚生員とで、学校へ挨拶に行き、児童館の様子を伝えていました。児童厚生員は、参観日などの学校行事の時に子どもたちを見に行き学校に顔を覚えてもらい、日頃から関係性を築きながら児童館の役割を繰り返し伝えることもしていました。このような取組を通じて「児童館は遊びのプログラムの提供を通して、子育てに寄り添い、必要に応じて支援につなげる取組を行っていること」が、地域の関係者間で認知されていたと思います。

児童厚生員に求めるのは、気づきと遊び

日常の活動のなかで子どもや保護者とつながり、必要な支援につなげていくことができるのが児童館だと考えています。そのため児童厚生員には、「気づき」を求めています。

児童厚生員は、その経験や感性、スキルを通じて感じた「気になったこと」に対して児童館としてできることを考え実践し、より支援を必要とするときには、所管課を通じて関係機関につなげることができます。そして、遊びについては、児童厚生員はプロフェッショナルです。どの児童館でも、遊びを通してあらゆる子どもたちの成長を見守っていくことを大切にしていました。遊びがあることで、すべての子どもたちを受け止めることができ、課題のある子どもも発見できるのです。

乳幼児の子育て支援においても、福祉的課題の予防、早期発見の役割を児童館に期待していました。保護者のなかには、不安や悩みを話すことで気持ちが楽になることもあるので、困りごとが深刻化する前に、解消することができるかもしれません。また、児童厚生員と乳児家庭全戸訪問事業の訪問員、新生児訪問・検診等の保健師とが情報共有・連携することで福祉的課題の予防や早期発見につながることもありました。学齢児についても、児童厚生員が日頃から学校との関わりを大切にし、学校の先生が、児童館での子どもたちの様子を見に来て情報共有する機会もありました。地域資源がそう多くはない規模の自治体だったこともあり、それぞれの関係者だけでは、すべてを抱えきれないからこそ、日頃のさまざまな機関とのつながりが強固で、あらゆる子どもたちが集う児童館は、地域の協力体制を構築するにあたって、大切な結節点だったと思います。

児童館ガイドラインの理解を深めること

自治体のなかで児童館の役割が認知されていたのは、子育て支援所管課のトップが、児童館の価値を認識し、関係各所への説明はもちろんのこと、児童館長として全児童館職員（常勤も非常勤も含めて）対象の研修や普段のコミュニケーションのなかで、「児童館の役割」や「児童館ガイドライン」の内容を熱く語っていたからではないかとも感じます。

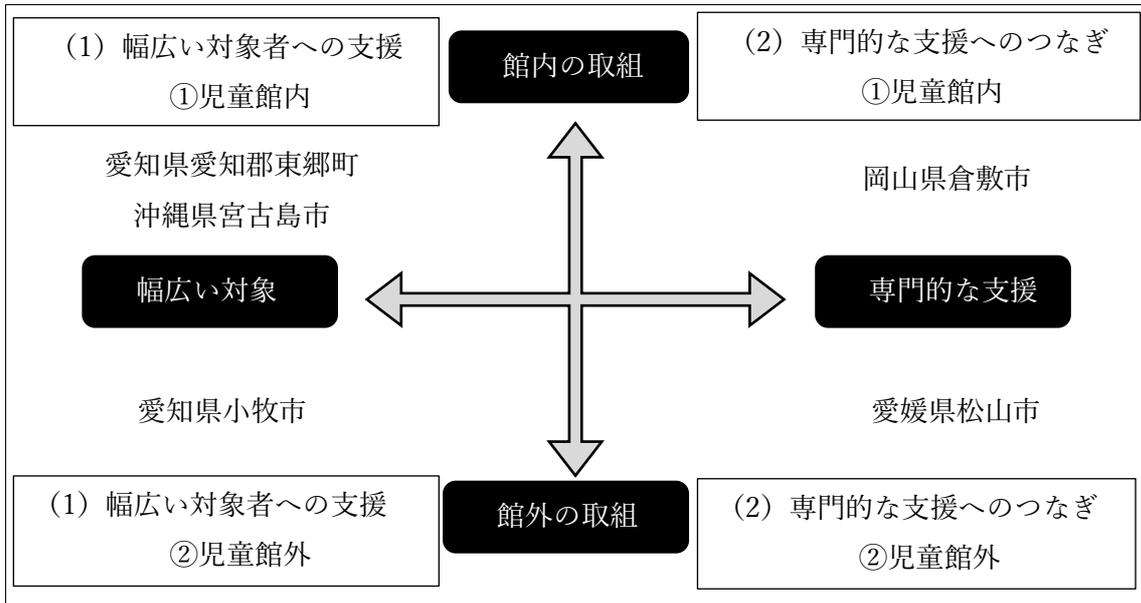
多くの児童厚生員は、困りごとや悩みを抱えている人に寄り添い、ときに早期に支援へとつなげられる可能性が児童館にはあることを、日頃の取組のなかで肌身に感じていることと思います。気づきを大切に、関係機関とつながり、日々の見守りの場として機能していくことなど、その役割への理解を深める道しるべとして、「児童館ガイドライン」に記されていることが、全国すべての自治体や児童館にさらに浸透していくことを期待しています。

【第 4 章】まとめと提言

1. まとめ

児童館に期待される、福祉的課題を抱える家庭に対する支援のあり方について、5自治体のモデル的事業の取組を「幅広い対象に向けた取組」と「専門的支援と連携した取組」、「児童館内の取組」と「児童館外の取組」という対照的な軸に据えて、四象限に分け整理し、それぞれの象限における福祉的課題に対する支援の可能性についてまとめを行った。

図表 4-1-1 モデル的事業実施自治体の整理



図表 4-1-2 モデル的事業実施自治体一覧

支援範囲	場所	実施自治体	対象	取組内容
幅広い支援	館内	愛知県愛知郡東郷町	乳幼児親子	児童館における遊びや集いの場を活用した母親等への相談・支援
		沖縄県宮古島市	中・高校生世代	児童館を拠点に中・高校生世代のコミュニティをつくる取組
	館外	愛知県小牧市	中・高校生世代	児童館外における中・高校生世代が集う居場所へのアウトリーチ活動
専門的な支援へのつなぎ	館内	岡山県倉敷市	乳幼児親子	「子育て相談」を通じた児童館における継続的支援の取組
	館外	愛媛県松山市	小学生	地域の社会資源と連携した学習支援及び軽食の提供

(1) 幅広い対象への支援

①児童館内の取組（東郷町・宮古島市の取組内容を考察）

【困りごとや悩みを抱える保護者、支援を必要とする子どもを発見できる可能性】

児童館内で幼児親子向けの定期出張相談を実施した東郷町では、幼児親子を対象としたイベントを実施する日に、週2～3回のペースで相談員が出張した。相談員が、一緒に遊びのプログラムに参加し、親子と顔なじみになることでプログラム前後や休憩時間に気軽に困りごとや悩みを打ち明けられる環境づくりを心がけた。

宮古島市の取組では、子どもたちや保護者のなかに「児童館は小学生までが利用する施設」という認識が定着していたため、夜間開放を行い、中・高校生世代だけで過ごせる時間を設定した。ポスターにも「特別な居場所」という表現で広報し、SNSで情報を配信し、誰でも利用できる施設として周知することで、今まで来館したことがない子どもにも児童館の存在を知ってもらうきっかけとなった。また、軽食の提供を開始したことで、不登校など課題を抱えた子どもも含め、友達を誘って来館する中・高校生世代が増えた。さらに、高等学校に周知協力を行ったことにより、家庭の事情で十分な食事が取れていないと思われる生徒に対して、教職員がサードプレイスの情報を案内するなど、関係者との連携により支援を必要とする子どもを発見できる可能性も示している。

【支援機関や教育機関との連携により、福祉的課題に対する予防的な機能を発揮できる可能性】

東郷町の取組では、館内掲示のポスターで事前に相談員が参加することを広報していたため、悩みや相談を受けた際には、その場で相談員に助言を受けるように促すことができた。児童館のイベントに専門職の相談員がいて、何かあれば相談できるという保護者の安心感は、福祉的課題の予防的な取組と言える。

相談内容については当日中に相談員と児童館館長で共有するとともに、帰庁後に記録用紙にまとめた。記録用紙は児童館館長と庁内の相談員で共有することで、支援を必要とする子どもを早期に認め、専門的な視点を踏まえて、庁内の相談窓口につなげた点は、ソーシャルワークの展開を考察する上で重要な視点となった。児童厚生員は、課題に気づける視点を持ち、連携先との協力関係を構築する役割が期待されている。

宮古島市の取組では、不登校の中学生が来館するきっかけとなり、「自分にとって安心できる場所」と認識したことにより、児童館に頻繁に訪れるようになった。本人たちには、「学校と保護者には安全確認のために連絡をするが、ここで過ごして構わない」旨を伝え、その後学校と保護者へそれぞれ連絡をすることとした。また、児童厚生員が学校に出向き、本人の様子を校長や生活指導の教職員と情報共有し、保護者とのやり取りへの参考としていただく等の連携を図った。児童館の事業は支援を必要とする中・高校生世代の早期発見につながる可能性もあることから、彼らの支援を行う上で、あらためて教育機関との連携が有効であることが示されたと言える。

【子どもや保護者の個別のニーズを把握し、安心して過ごせる居場所を提供できる可能性】

東郷町の取組では、幼児親子向けにアンケートを実施した結果、特に発達や言葉の遅れに関する情報を知りたい要望が多いことがわかった。子育てに関する困りごとを相談でき、気軽に利用できて、安心して過ごせる居場所としての児童館の役割は大きい。乳幼児親子や児童厚生員向けに、言葉の遅れや伝わりにくさ、多動等、発達に関するテーマに特化した勉強会を開催することも、情報提供による有意義な支援となる。

宮古島市の取組では、小学生と利用時間帯をずらした中高生専用タイムの設定や Wi-Fi の提供など、中・高校生世代のニーズに合った雰囲気作りで来館を促した工夫がある。サード・プレイスの取組を周知するにあたり、口コミはもとより、SNS を活用した広報の有効性も示している。短い期間では、福祉的課題を抱える中高生に出会うことは難しく、参加が少なくても、活動を継続することで、より多くの中・高校生世代との接点を増やし、福祉的課題を抱える子どもたちの早期発見につなげていくことが期待される。

②児童館外の取組（小牧市の取組内容を考察）

【地域の関係機関と連携して実践される児童厚生員のアウトリーチが、個別のニーズ把握や、児童館への来館を促すきっかけ作りになることの可能性】

小牧市内にある中・高校生世代が集まる公的施設や商業施設に対して、連携を提案する機会を持ち、あらためて児童館の役割や機能を伝える機会があったことは、有意義なものだったと言える。児童厚生員がアウトリーチしていくことは、今まで接点のなかった地域の関係機関と新たな関係性を構築する上で、重要な活動である。また、取組の対象である

中・高校生世代の生活実態を知るために、高校生にアンケート調査を行ったことで、居場所についてのニーズを把握することができた。372件の有効回答を得られたことは、市内の私立高等学校と連携し、校内で「放課後児童館」を実施したことにより、アンケート調査の協力について直接的な依頼ができた点も大きい。

【直接支援につながらなくても、困ったときに相談できる児童厚生員の存在や、児童館の特性の認知向上につながる可能性】

中・高校生世代は、児童館で待っていてもなかなか来館者が増えない実情もあるので、外部に出向きたいという思いから、アウトリーチ活動を行ったが、モデル的事業の取組においては、結果的に相談機関や支援につなげるケースは無かった。しかし、中・高校生世代とコミュニケーションを図る新たな機会をつくることができ、児童館や児童厚生員の存在を認知するきっかけをつくることができた点は、中・高校生世代に対するアウトリーチ活動の可能性を示している。今後も、定期的に遊びを通じた活動を続けることで、より多くの中・高校生世代との接点が生まれていくことが期待され、居場所として利用する子どもたちの困りごとや悩みを聞き取る機会の創出につながるものと考えている。

(2) 専門的な支援へのつなぎ

①児童館内の取組（倉敷市の取組内容を考察）

【専門の支援機関との連携による一次的な相談の実施可能性】

児童家庭支援センターとの連携で、子育て相談を定期的に行った倉敷市では、継続して参加する親子と相談支援員との関わりが形成される傾向が見られた。児童館で軽微なものから深刻な課題まで、子育て中の困りごとや悩みを専門的な視点から相談対応する機会をつくる意味は大きい。

気になる親子が参加している場合は、相談支援員が子育て相談の場への参加を促し、継続して相談が必要と思われる親子は専門相談につなぎ、その後のサポートに結び付けるケースもあり、児童厚生員が外部の社会福祉士や保育士等の専門職と連携することで、児童館内で一次的な相談対応が行える可能性を示している。

【要支援家庭の発見や、専門の支援機関に早期につなげられる可能性】

児童館は、保護者にとって、専門の相談機関よりも来館への敷居が低く、児童厚生員とのやり取りのなかで、子育てに関して気軽に相談しやすい点がある。相談者のなかには、自治体や支援機関に自身のことを認識されることに抵抗を感じている人もいる。また、深刻化する可能性のある福祉的課題を抱えているケースもあることから、倉敷市の取組における外部の専門職との連携は、児童館において有効な体制づくりと言える。

相談記録用紙の共有・更新、情報共有ミーティングの実施は、児童館と児童家庭支援センターが相談者に対して共通の視点を持ち、その後の対応について適切な情報の共有につながっている。児童館が個別の対応を継続的に行うにあたり、ソーシャルワーク機能を発揮するための下地が形成されていると言える。

【専門の支援機関との役割分担により、児童館がソーシャルワーク機能を発揮できる可能性】

倉敷市の取組では、子育て相談の取組を体系化した運営マニュアルを整備し、今後、児童厚生員や相談支援員の担当者が交代しても、持続可能性を持って取組が継続されていくことが期待される。

相談者の継続的な支援や見守りを行うにあたり、児童厚生員は遊びのプログラムを実施しながら親子を観察し、相談支援員が行う専門的な相談対応をサポートしている。それぞれが持つ資質を生かした役割分担により、児童館が担うことができるソーシャルワーク機能の可能性をひろげていると言える。

②児童館外の取組（松山市の取組内容を考察）

【児童館に来館できない（しない）子どもや、地域で孤立した状態にいる子ども、要支援児童を発見できる可能性】

松山市の取組では、事前の広報において、近隣小学校や松山市子ども総合相談センターと連携することで、地域の小学生に広報すると同時に、福祉的課題を抱えている家庭に対して個別の周知を行うことができた。結果的には、参加者数が想定していた定員の3割程度での実施となり、参加者募集方法、周知期間、参加費の設定など、課題を残したところだが、課題を抱える対象者に直接的に来館のきっかけとなる広報が行えたことは、関係者

との連携により支援を必要としている子どもや、さまざまな事情や課題を抱え孤立した状態にある子どもに対する、児童館の特性を生かした支援の実施可能性を示している。

食事の提供については、学習が困難な児童の背景には、生活困窮等によってなかなか十分な食事を得られていない子どもたちもいることから、家庭の事情や生活に課題を抱えている子どもの来館のきっかけづくりとなる可能性がみえる。

【専門の相談機関と連携しながら、支援を必要とする家庭にアウトリーチできる可能性】

関係者が参集して地域ニーズの分析や、それぞれの役割等について協議される機会をつくりだしたことは、地域資源との継続的な協力体制を構築する上で、取組の持続可能性を高めるための重要なポイントである。

松山市子育て総合相談センターが把握している家庭は、福祉的課題を抱える「要支援」に属する対象が多い。専門的な視点で配慮されながら、取組に関する広報協力を得られている点は、児童館の特性を生かしながら、支援を必要とする家庭を対象とした取組の実施可能性をひろげている。

関係者との意見交換において、実施場所が遠方で来館できない子どもたちにも参加ニーズがあることが認識されている。市内の他の児童館への横展開や、より広い範囲で児童館外にアウトリーチ活動をしていくことの重要性も、関係者間で検討されるべき課題として確認されている点から、それぞれの専門的な見地も交えた協力範囲のなかで、協議が進められることを期待するところである。

2. 提言

本調査研究では、児童館ガイドラインにおいて児童館に期待される機能のひとつである「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生子防・早期発見と対応」に関して、全国の児童館において参照されたい取組の企画等を通じて、今後の児童館活動の方向性検討に資することを目的としている。

5つの自治体で実施されたモデル的事業の取組で明らかとなったさまざまな可能性や課題から、(1)「居場所づくり」、(2)「関係機関へのつなぎ、協働」、(3)「直接支援」について論点を3つに整理し、児童館の機能や役割の具体化について提起する。

(1) 居場所づくり

①安心して過ごせる、心地よい居場所の提供

【子どもの安定した日常の生活と遊びを支援する拠点として】

児童館ガイドラインには、施設の基本特性として、子どもや保護者が置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設であることが示されている。モデル的事業の取組においては、児童厚生員による遊びとくつろぎの提供による居場所づくりが行われており、児童館内、児童館外に関わらず、子どもや保護者が自らの意思で、自由に遊び、くつろぎ、交流できる機会をつくっている。

その点を踏まえ、児童厚生員との気軽なコミュニケーションを通じて、困りごとや悩みを抱えている人を発見できる児童館の機能の充実は欠かせないものとする。また、これまで来館しなかった人へのきっかけづくりや継続的な来館を促す取組は、地域資源との連携を模索するなかで工夫の余地は残されているものと捉え、日頃の居場所づくりの取組を足がかりとして、さらに進められることを期待するものである。

【地域における子育て家庭の支援（子育て世代包括支援センター等との連携）】

児童館は、児童厚生員と来館者がコミュニケーションを図るなかで、子どもや保護者の様子を観察し、気になる点があれば、話を聞き取る機会がある。困りごとや悩みを抱えている人は、話を聞いてくれる相手がいるだけでも、気持ちの安心や落ち着きを取り戻すこ

とがあり、現に児童厚生員が日頃から行っている対応は、支援の一助になっていると言ってよい。

また、子育て世代包括支援センターや地域子ども・子育て支援事業、関係団体等の特徴を把握しておき、関係者同士のネットワークを築いておくことは、困りごとや悩みを抱えている子どもや保護者を発見した際に、適切な支援に早期につなげていける可能性をひろげるものである。そのため、関係者同士で情報交換できる関係性を築いておくことが望ましいと考える。その際には児童館の有している機能等を適切に伝えることが肝要である。児童館が地域のハブとして、その役割を発揮できる可能性もあるかもしれない。児童厚生員が地域資源を把握し、児童館が気軽に、身近な相談できる場所であることを示していくことが、安心して過ごせる、心地よい居場所の提供につながるものと考えている。

②中・高校生世代の居場所の提供

【中・高校生世代のニーズや関わり方を踏まえた居場所づくり】

中・高校生世代にとって児童館は、サードプレイスとして位置づけられる。サードプレイスとは、学校でも、家庭でもない、居心地のいい第三の居場所である。モデル的事業の取組では、児童館内での中高生タイムの設定や、児童館外でのアウトリーチ活動において、来館のきっかけをつくることのできる可能性を見出した。児童館や児童厚生員の存在を周知していく過程で、中・高校生世代のニーズを把握し、来館のきっかけにつなげ、居場所での関わり方に生かしていくことも重要である。そのためにも、来て良い場所、居て良い場所というメッセージを発信し続け、継続的な居場所での遊びや傾聴を通して、自主性を尊重したコミュニティが形成される点にも注視したい。

中・高校生世代が抱える不安や悩みは、ときに見えにくく、さまざまな視点からの情報共有は対象のニーズを把握するためにも重要な点と考える。支援機関や教育機関と連携し、具体的な役割分担や中・高校生世代との関わり方等について確認し合うことで、不登校など課題を抱えている子どもへの適切な対応につなげていくことができ、児童館が地域のサードプレイスとして、その役割を発揮できるものと考えている。

(2) 関係機関へのつなぎ、協働

①必要とする支援を提供する関係機関につなぎ、継続的に協働

【要保護児童対策地域協議会や地域のネットワークとの連携や、児童館に期待される役割】

あらゆる子どもとその保護者が利用できる児童館の特性から、児童館が担うことができるソーシャルワークとして、福祉的課題の発生予防、早期発見が行える可能性がみえてきた。児童厚生員は、気になる子どもや保護者に声をかけることができるため、さらに期待される役割は適切な支援へのつなぎである。それを可能とする実践のひとつとして、要保護児童対策地域協議会や地域ネットワークへの積極的な参画には重要な意味がある。関係者との協働体制の構築、そして児童館が地域の子育てを支援するために、その役割や機能を発揮できる可能性を有していることを、関係者に理解を得ていくことが、ひいては児童館で発見される子育て家庭の福祉的課題を、早期支援につなげられる機能強化を可能とする。

②地域の関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり

【目的を定めた関係者による継続的なミーティングの実施】

子どもたちの健全育成の環境づくりのためには、地域のネットワークや関係機関とのつながりが重要であることは先に述べたところである。関係者間による継続的なミーティングを実施することで、地域ニーズの把握や情報共有、役割分担による協力体制の構築が進められることが期待される。取組の持続可能性を検討するプロセスにおいて、関係者との相互理解、目的の共有、合意形成、PDCA による取組評価等が期待される。また、さまざまな視座からの意見交換や協議を経ることで、課題構造が複雑化している背景を持つ、支援を必要とする対象者の理解が深まる。ときに児童館が中心となって、課題解決のために、関係者を招集し、取組を検討・推進するためのミーティングを行うことも可能である。

【地域資源の確認・協力体制の構築】

児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援は、自治体の相談窓口や民間団体、事業者等の地域資源との連携により、児童館が担うことができるソーシャルワーク機能を強化することにつながる。

地域資源を把握し可視化する「エコマップ」を作成することは、適切な関係機関へのつながりや早期対応のための準備である。「エコマップ」の作成においては、地域資源と児童館、それぞれの役割を明確にし、相関関係を把握することが大切である。必要に応じて、地域資源を開発・発掘することも求められる。

また、人と人をつながることも大切だが、組織と組織で体系化した協力体制の構築も重要である。協力体制を良好に維持していくために、活動において個人的な負荷がかからないような配慮も必要である。そして、職員や関係者が交代しても、関係性が維持できるように、取組の運営マニュアル等を協働して整備することで目的や方針を明確にしておくことも連携の継続性を高める手立てとなる。

(3) 直接支援

①個別のニーズ等を把握

【外部の専門職との連携による一次的な相談対応の実践】

児童館は、来館者が自分の子育ての話しができ、定期的に通える場所として、敷居の低い相談先として位置付けられるように努めたい。児童厚生員との何気ないやり取りのなかで発見される困りごとや悩みに対して、まず耳を傾ける場であり、必要な支援につながる機能を持っている。

専任の相談対応を行う職員を児童館に配置することには予算面等でハードルがある。そのため、モデル的事業の実施の中では、外部の機関との連携による専門職派遣、自治体の庁内連携による専門職の巡回訪問に取り組んだ。これらにより、児童厚生員が専門性を持って実施している遊びや居心地のよい環境づくりと、専門職による相談が有機的に実践できることが示唆された。

専門職による継続的な支援を受けるには、スケジュール調整を含めて、人的リソースの確保やその支援の目的や方向性の共有等が必要となる。児童館が単独で調整していくことができない課題については、所管の自治体との連携が期待される。

【児童館外へのアウトリーチ活動によるニーズ把握の可能性】

継続的な児童館のアウトリーチ活動は、来館していない（できない）子どもたちと出会い、その抱えている課題に気づく可能性が高い。モデル的事業の取組において、課題を抱えていることにすら気づいていない子どもを含め、それを発見し、支援につなげていくことを、児童厚生員が実践できる可能性が示唆されている。

子どもや保護者が抱えている課題は、表面化しにくい側面もあり、児童館内では把握できなかった様子を、児童厚生員が提供する遊びやくつろぎを外部で行うことで、新たな気づきや発見につながることもある。それが、福祉的課題の予防的な対応につながる可能性もある。また把握したニーズを分析して、事業計画等に具体化していくことも、アウトリーチ活動の目的として重要な視点である。

②保護者、家庭への助言・相談支援

【ソーシャルワークの視点を身につける等の力量形成】

本調査研究では、児童館ガイドラインにも示されている児童館における社会福祉士の配置による期待や効果についても議論され、モデル的事業の取組においても専門的な知識や技術を持って福祉的課題の「発生予防」「早期発見」「支援へのつなぎ」に対応することの有意性が示唆されている。児童館は、妊娠期から18歳まで、切れ目のない支援をしていける児童福祉施設である。地域の拠点として、子育て支援における相談援助や仲間づくり、児童虐待防止、生活困窮家庭への支援、不登校やいじめなど、ソーシャルワークスキルが児童館職員には求められているところであり、社会福祉士の配置については、各自治体の児童館の方向性検討の中で、論点のひとつになることを期待するところである。

一方で、社会福祉士の資格がなくても、児童厚生員がソーシャルワークスキルを研鑽することは可能である。重要なのは、資格取得者の配置だけではなく、児童厚生員の力量形成において、社会福祉士が持つ役割の視点を持って、ソーシャルワークスキルの知識、技術を身に付けることにある。研修機会の確保や自己研鑽の配慮が、自治体や児童館の運営主体には期待される。

専門的な支援を担う人材の確保と定着は課題であるため、継続した検討が求められる。

【運営マニュアルの整備による児童厚生員や支援関係者との目的や方針の共有】

関係機関との連携とその継続のためには、運営マニュアル等を整備し、目的や方針を明確化し、取組の計画的・心理的な安全性を示すことが重要である。また、専門的視野を踏まえた手順が明文化されることで、児童館のソーシャルワーク機能が体系化され、児童厚生員の力量形成や、連携する関係機関との持続的な運営体制の構築につながることを期待される。

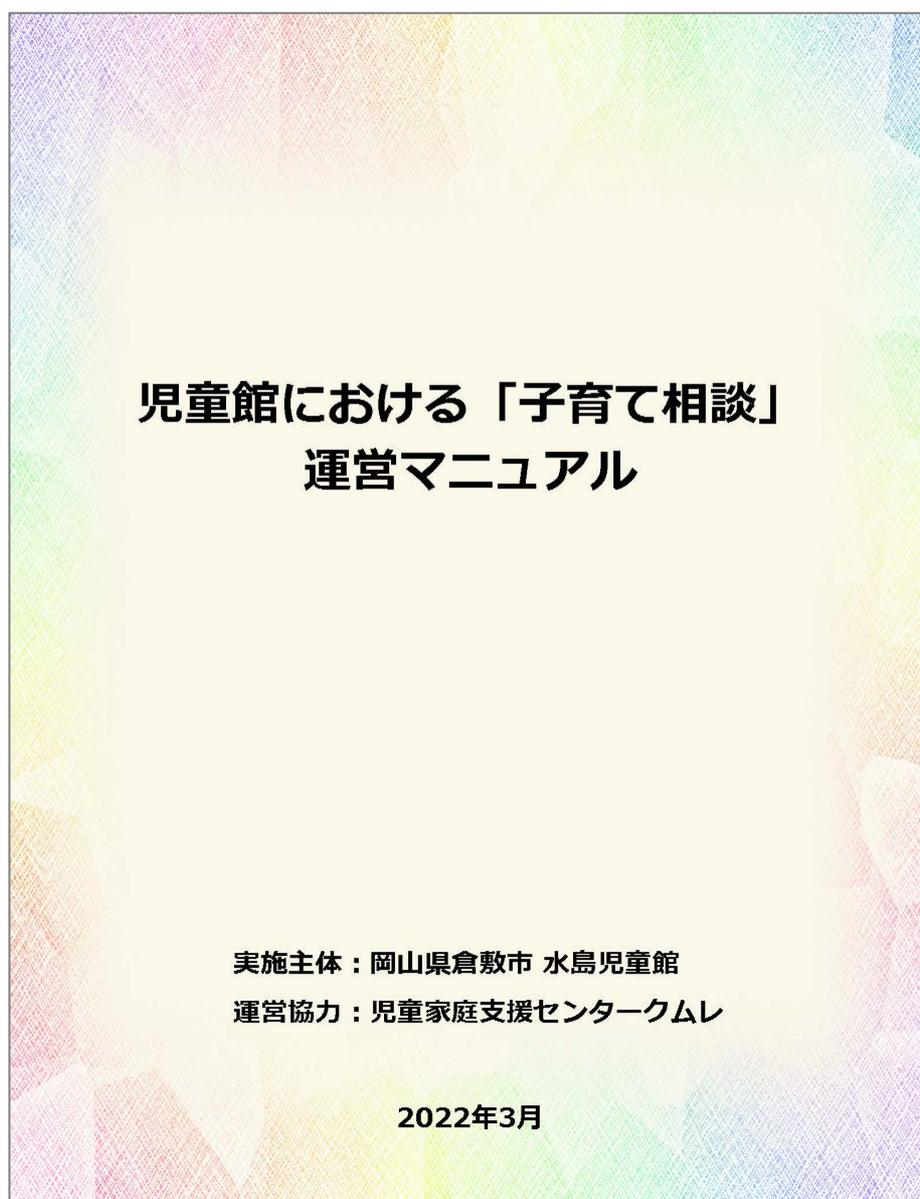
特に福祉的課題を抱える子どもや保護者との対応は、プライバシーに関わる重要な個人情報を取り扱うことも多く、相談記録の情報管理等は相談者との信頼関係を築く上で、細心の注意を払いたい。職場倫理の必要性やコンプライアンス確保が今後も求められる。

折しも、この調査研究を実施している期間中に、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会で「身近な相談先」（かかりつけの相談機関）や「学校や家以外の子どもの居場所」に関する議論が行われた。また、これを受け、児童福祉法の改正も予定されている。本稿やモデル的な事業の方向性はこの議論との整合も意識したことを記しておきたい。

また、厚生労働省では、令和4年度予算に「児童館における健全育成活動開発事業」を計上するなど、児童館での取組について支援することとしている。この調査研究の成果が各自治体・児童館の取組の一助となることを期待している。

参考資料

- 参考① 岡山県倉敷市
児童館における「子育て相談」の運営マニュアル



1.はじめに

① 取組の趣旨

子育てに関する困りごとや悩み、不安に思っていることなどを保護者が気軽に話すことのできる場として、月1回のペースで児童館内で「子育て相談」を実施しています。

児童家庭支援センタークムレ（運営：社会福祉法人クムレ）の相談支援員（社会福祉士、保育士）との連携により、専門的立場での助言や支援などを行うことができ、児童館職員とは異なる視点で保護者の気持ちを受け止める機会にしていきます。また、必要に応じて、クムレが実施している乳幼児親子を対象とした体験会への参加を促すなど、具体的な支援に繋がります。

児童館職員とクムレの相談支援員が情報を共有することで、日頃、親子が児童館へ遊びに来た時に、その後の様子や変化について言葉かけをしたり話を聞いたりして、継続的な個別の対応や支援に繋がっていきます。

② 支援の基本姿勢

親子が安心して過ごすことのできる場所として、いつもと変わらない雰囲気づくりを心がけます。子どもが児童館という場や職員に慣れるように、日頃から挨拶や言葉かけ、保護者と一緒に考え取り組んでいくという思いをもって、保護者の困り感や抱えている思いを聞き共有し、ともに試行錯誤していきます。

子ども自身の成長を見守り、認め、伝えるとともに、保護者自身が頑張っていることに対しても認め、伝える姿勢を大切にします。

また、保護者がクムレ職員と話しやすいように、子どもが安心して遊ぶことができるように見守り、支援しています。

③ 親子が相談しやすい場所として

- 事前申し込みではなく、当日参加できる行事として実施します。親子にハードルを感じさせず、気軽に参加してもらえるようにします。
- 子どもが遊ぶことのできる環境にしたり、親子でふれあい遊びを行う時間を設けたりするなど、気軽に参加し話ができるようにします。
- 相談してもしなくてもよい環境・雰囲気にするすることで、保護者の気持ちを尊重します。
- じっくりと相談したい保護者には、別室で相談時間を確保できるようにします。

2.実施計画

① 児童家庭支援センタークムレとの連携

専門スタッフの相談支援員による出張相談

「子育て相談」の取組は、地域に密着し、子育てに悩んでいる家庭に寄り添いながら、相談支援を行っている児童家庭支援センタークムレ（運営：社会福祉法人クムレ）と連携して実施します。クムレの相談支援員（社会福祉士、保育士）が児童館に出張し、場面ごとの子どもの関わり方や、言葉が遅いなどの子育て・子育てに関する悩みに助言や支援を行います。また、関係機関を案内して繋ぐことや、連携先と連絡・調整を行いながら、より良い支援が行われるように相談者に対応していきます。

また、子育て相談終了後に児童館職員と相談支援員でミーティングを行い、相談内容の共有や支援の内容について話し合います。記録もお互いに共有しながら、相談者や発達が気になる親子の様子を継続的に確認していき、子どもの発達に不安や悩みを抱える子育て家庭の心理的ケア、及び、発達障害の早期発見・早期対応に繋がるように取り組みます。

児童館職員は子育て相談の取組を通して、相談支援員の専門的な助言も受けながら、児童館が担うことのできるソーシャルワーク機能や福祉的アセスメントを考察し、職員の力量形成の機会としていきます。

- 児童館職員が気になる親子に子育て相談の場への参加を促し、当日の相談員入室前にどの親子か、何が気になるのかを確認します。
- 相談受付後、継続して相談が必要と思われる親子は、児童家庭支援センタークムレ（子ども何でも相談センター）を含む専門相談に繋ぎ、相談支援さらにはその後のサポートに結び付けます。
- 個別設定での相談希望については、子育て相談以外の場面でも対応可能できるようにします。（個室対応、別日時対応等）
- 相談内容と対応内容については、書面での記録と口頭にて児童館職員と情報共有します。
- 専門相談に繋がった後については、ミーティング等で経過を情報共有します（当事者の了承を得た上でが望ましい）。

クムレの専門スタッフが対応している相談内容



【社会福祉法人クムレ 子ども何でも相談センター（うち連携事業所の一つである児童家庭支援センタークムレ）より】

2.実施計画

② 広報計画

1ヶ月前前

児童館だより作成

館内掲示
職員の声かけ・配布
HP掲載

地域関係機関に周知協力
たよりの配布・掲示

参加者受け入れ

当日

「わくわく☆ひろば」は親子で遊びながら、クムレの相談支援員に子育てについて相談できる機会であることを広報。

HP掲載、館内の掲示板、乳幼児が利用するスペースに掲示。気になる親子には、タイミングを図りながら職員が声かけて案内。

児童館だよりの周知協力を依頼し、相談窓口等に対応している気になる親子に、チラシを案内してもらう。

参加への敷居を高く感じさせない為に、事前申し込み制にせず、当日の自由来館で気軽に参加できるように受け入れる。

みずしまじどうかんだより

2021 11月

月日	火日	水日	木日	金日	土日	日
01	02 お祝い 10:00~12:00	03 休	04 お祝い 10:30~12:45	05 お祝い 10:45~11:00	06 お祝い 14:00~	07 お祝い 14:00~
08	09 お祝い 10:00~12:00	10 お祝い 10:00~10:45	11 お祝い 10:00~12:00	12 お祝い 10:00~12:00	13 お祝い 14:00~14:15	14 お祝い 10:00~15:00
15	16 お祝い 10:00~12:00	17 お祝い 10:00~12:00	18 お祝い 10:00~12:00	19 お祝い 10:30~11:00	20 お祝い 10:30~11:30	21 お祝い 10:30~11:30
22	23 お祝い 10:00~12:00	24 お祝い 10:00~12:00	25 お祝い 10:00~12:00	26 お祝い 10:30~11:30	27 お祝い 10:00~11:30	28 お祝い 10:00~11:30
29	30 お祝い 10:30~11:15	休				

水島児童館
倉敷市水島北幸町1-3
TEL-FAX 448-0650

開館時間 9:00~17:15
休館日 1日(月)・3日(祝)・8日(月)・15日(月)
22日(月)・23日(祝)・29日(月)

【乳幼児対象】

月日	時間	内容	参加費	備考
4日(木)	10:30~10:45	乳幼児親子	当日受付	無料
5日(金)	10:30~10:45	乳幼児親子	当日受付	無料
10日(水)	10:30~11:00	乳幼児親子	当日受付	無料
11日(木)	10:30~11:30	乳幼児親子	当日受付	無料
16日(水)	10:30~11:30	乳幼児親子	当日受付	無料
17日(木)	10:30~11:30	乳幼児親子	当日受付	無料
19日(金)	10:30~11:30	乳幼児親子	当日受付	無料
26日(金)	10:30~11:30	乳幼児親子	当日受付	無料
30日(水)	10:30~11:30	乳幼児親子	当日受付	無料

【小学生以上対象】

月日	時間	内容	参加費	備考
13日(土)	14:15~15:15	小学生以上	要申込	50円

【12月の予定】

月日	時間	内容	参加費	備考
2日(木)	10:30~11:30	親子で遊ぶ	当日受付	無料
3日(金)	10:30~11:30	親子で遊ぶ	当日受付	無料
4日(土)	10:30~11:30	親子で遊ぶ	当日受付	無料
5日(日)	10:30~11:30	親子で遊ぶ	当日受付	無料
7日(火)	10:30~11:30	親子で遊ぶ	当日受付	無料
9日(木)	10:30~11:30	親子で遊ぶ	当日受付	無料

【お知らせ】

- 行事の進行は行事の進行状況により変更される場合があります。
- 行事の進行は行事の進行状況により変更される場合があります。
- 行事の進行は行事の進行状況により変更される場合があります。

【お問い合わせ】

水島児童館 電話 448-0650

「子育て相談 10:30~11:30」と「わくわく☆ひろば 11:00~11:30」の時間帯が重なるように予定し、様々な方が参加しやすいように実施時間を設定します。

<配布・掲示協力先> 水島地区の公共施設・認定こども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校

2.実施計画

③ 環境設定

親子が参加しやすい・相談しやすい時間設定

「子育て相談」と「わくわく☆ひろば」の実施時間が重なるように予定することで、「じっくり相談したい人」、「遊びに参加しながら気軽に相談したい人」、「遊びに参加したい人」など、様々な方が当日の自由来館で参加しやすいように設定します。また、終了後も館内に相談支援員が残り、参加者とコミュニケーションをとりながら個別の相談に対応できるようにします。



児童家庭支援センターくもれ
相談支援員（社会福祉士、保育士）

<相談支援員の対応>

じっくり相談したい人	特に10:30~11:00及び「わくわく☆ひろば」終了後11:30以降は、相談支援員が館内を巡回しながら相談を受け付けやすい体制をとります。相談を目的に来館される方、館内で声をかけられることをきっかけに相談を希望される方がいれば個別に対応します。
遊びに参加しながら気軽に相談したい人	「わくわく☆ひろば」に参加している親子に相談支援員が遊びに参加しながら声をかけたり、様子を観察したりして、気になる方や相談を希望する方がいれば、悩みや心配事など日頃の様子をヒアリングします。
遊びに参加したい人	「わくわく☆ひろば」への参加を目的に来館する親子に、相談支援員がいることを認知してもらうきっかけをつくります。何か子育てについて気になることがあれば、気軽に相談できる相手がいることを伝えます。 また、相談支援員が遊んでいる様子を観察している中で、気になる親子をみつけた場合は個別にコミュニケーションをとり、必要に応じて児童館職員と相談しながら対応を検討します。

2.実施計画

乳幼児親子が安全・安心に参加できる場所の設定

児童館に乳幼児の親子を迎えるにあたり、「安全・安心」に利用していただく為、施設内で起こり得るケガや事故の危険因子を認識し、日頃から安全管理や緊急時の対応、新型コロナウイルスやその他感染症の対策を職員全員で話し合い、共有しておきます。

特に「子育て相談」の取組においては、発達障がいの特徴を示す子どもが来館することも考慮して、実施場所の安全チェックや職員配置を行うことが大切です。

<実施場所の安全チェック項目>

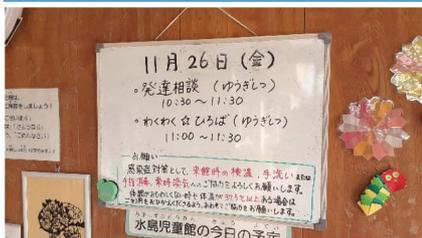
	内 容	チェック
1	遊具は月齢や使用目的にあったものを選んでいるか。	
2	遊具は事前に消毒済みであるか。	
3	遊具に破損しているところはないか。	
4	机などの角の鋭い部分は、クッションなどでガードしているか。	
5	出入口から子どもがひとりで出ていかないように扉を閉めているか。	
6	周囲や床に、つまずきやすい物や段差がないか。	
7	子どもが口、鼻、耳に入れるような小物がないか。	
8	赤ちゃんを抱いたり、おぶったりするときに周囲にぶつかる物がないか。	
9	赤ちゃんがつかまり立ちをしたり、つたい歩きをしたりするときに危険になる物がないか。	
10	子ども用の椅子は安定のよいものを使用しているか。	
11	子どもが開けられる引き出しやドアはないか。	
12	子どもが窓ガラスに近づけないようになっているか。	
13	卓球台など大きい物やぶつかると倒れやすい物に近づけないようになっているか。	
14	電気コードや電子機器に近づけないようになっているか。	
15	掲示物に画鋲を使用していないか、はがれているものがないか。	
16	窓を開けて事前・実施中・事後に換気しているか。	
17	入館時に検温、消毒、受付（記名）を行っているか。	

2.実施計画

④ 当日のスケジュール

事前の広報では、「子育て相談 10:30～11:30」「わくわく☆ひろば 11:00～11:30」で案内し、親子でふれあい遊びに参加したい人、特に子育てについて相談したい人など、時間帯に合わせて参加しやすいようにスケジュールを設定します。

10:00	<ul style="list-style-type: none"> ○遊戯室セッティング（遊びの準備） ○クムレの相談支援員と事前打ち合わせ ○参加者受付準備
10:30	<p>「子育て相談」開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊戯室で自由に過ごしている親子に相談支援員が声をかけコミュニケーションをとり、悩みや心配事など相談内容をヒアリングする。 ○相談内容や参加者の希望により、別室に案内し、個別に相談を受けることにも対応する。
11:00	<p>「わくわく☆ひろば」開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童館職員が親子で楽しく参加できる遊びを実施。相談支援員は、一緒に遊びに参加し、様子を観察しながら、気になる親子を確認する。
11:30	<p>活動終了後</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援員は館内に残り、気になる親子や館内に残っている親子に声をかけ、コミュニケーションを図りながら、相談のきっかけを作る。 ○遊戯室の片づけ、遊具の消毒等
12:00	<p>「情報共有ミーティング」で共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童館職員と相談支援員の両方で、気になる親子の様子や相談内容について情報を共有し、今後の対応について打ち合わせを行う。 ○相談内容を用紙に記録する。



2.実施計画

⑤ 親子ふれあい遊びの流れ（参考事例）

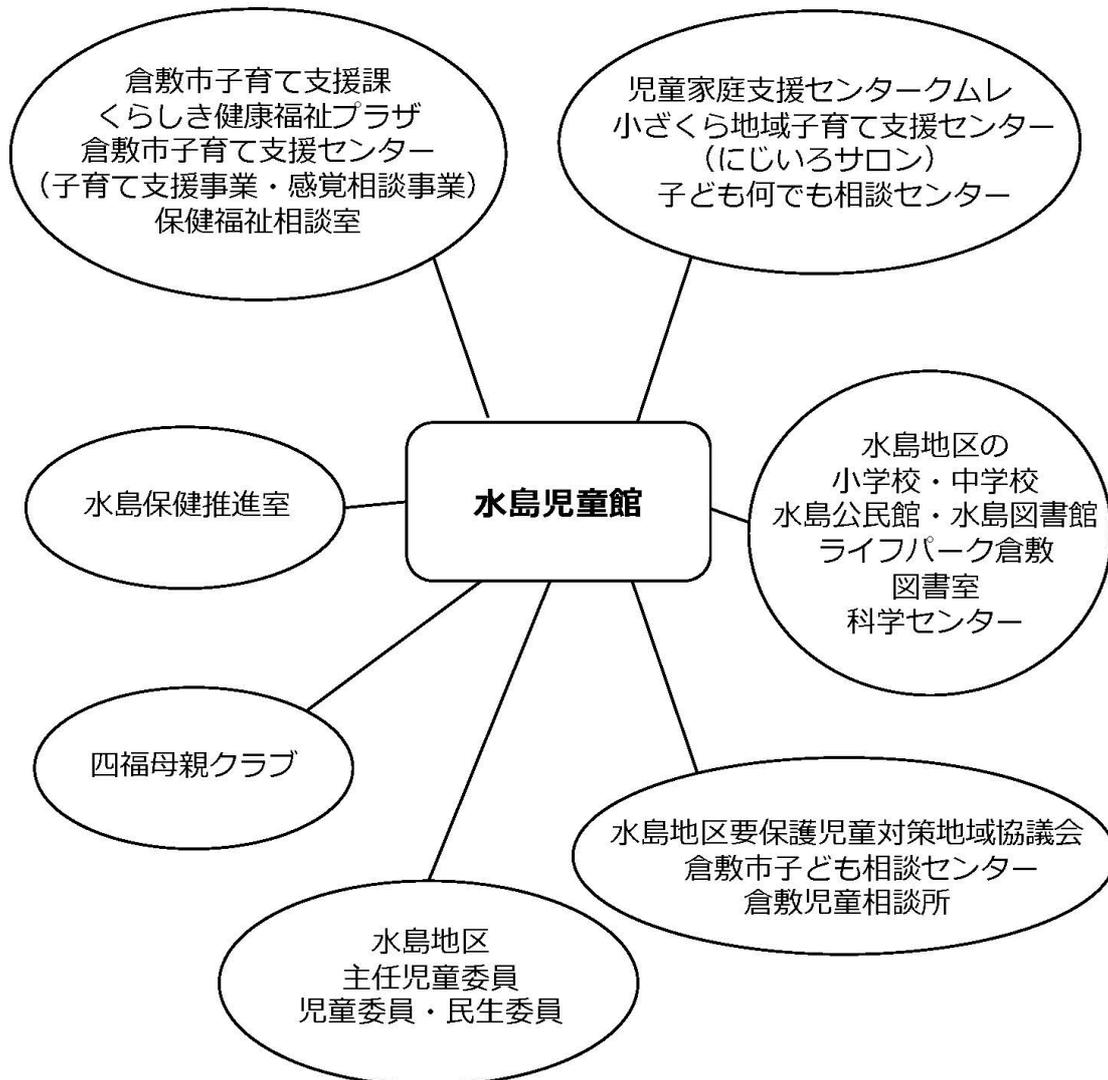
行事名	わくわくひろば		担当	補助
日時	令和 3 年 12 月 17 日（金） 11:00～11:30			
ねらい	親子でしっかりとふれあい、楽しい時間を過ごす。	内容	わらべうた・バラバルーン 製作「ブラコップツリー」	
参加人数	(乳幼児 人)(小学生 人)(中学生 人)(高校生 人)(大人 人)	合計	人	
時間	活動		準備物	
10:55	あそびのひろばの片付けをする	<ul style="list-style-type: none"> 片付けの声をかける。 曲を流して片付けを意識させる。 	アンブ CD	
11:00	◎はじまりの挨拶 「パンダウサギコアラ」 「はじまるよ」 ◎手遊び、わらべうた 「パン屋さんにおかいもの」 「おんまさんのおけいこ」	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちをひきつける 安心して活動ができるようゆっくり行う ※クムレの方も参加することを伝える 楽しい雰囲気の中、親子でしっかりとふれあう 	くまちゃん	
11:10	◎絵本 「いろいろサンタのプレゼント」 ◎製作「ブラコップツリー」 ・おはながみ(緑)を半分にちぎり丸める ※1人3枚 ・丸めたものをブラコップの中につめる ・厚紙でふたをし、セロテープでとめる ・飾り(☆, 丸シール)を貼る ・おりがみサンタをプレゼント	<ul style="list-style-type: none"> 見えにくい人は見える位置に移動するよう声をかける 見本を出し、作り方をわかりやすく説明する 1人分の材料 ※トレーにのせておく ブラコップ(小)…底に穴をあけ、モール(白)を通しセロテープでとめておく おはながみ(緑)…3枚 ※足りない人は追加する 星(両面テープつき)…1枚 丸シール…小:白7, 中:水玉5 厚紙…丸く切ったもの	絵本 トレー セロハンテープ 材料 ゴミ箱 おりがみサンタ	
11:25	◎バラバルーン	<ul style="list-style-type: none"> 上下左右, 下に入る 上に座る→ぐるぐるまわる ボールをのせて動かす 	バラバルーン ボール	
11:30	◎おわりの挨拶 「さよならあんころもち」	<ul style="list-style-type: none"> 次回, 1月28日(金) 		
【反省】				

2.実施計画

⑥ 地域資源との連携

地域資源エコマップ

相談内容により、子育て支援に取り組む地域の関係機関に繋げることが重要であり、地域資源を把握しておくことで、連携しながら適切な機関に繋げることができます。



2.実施計画

倉敷市水島地区における地域の関係機関

児童家庭支援センタークムレ	社会福祉士、臨床心理士、保育士等の専門スタッフによる子育て、家庭に関する相談
クムレにこここ😊教室	発達支援教室、発達相談
水島保健推進室	子育て支援拠点ミーティング、親子クラブの活動
小ざくら地域子育て支援センター (にじいろサロン)	保育士・社会福祉士等による子育て支援拠点事業、相談事業
ひろばにじいろ (地域の居場所)	三世代交流、地域の集いの場
保健福祉相談室	福祉機器の体験、福祉制度の紹介、資料提供等
くらしき健康福祉プラザ	言語聴覚士による言葉に関する相談、視能訓練士による見え方に関する相談、体重や身長測定と相談
倉敷市子育て支援センター	臨床心理士による特別相談、移動相談、発育測定等
水島地区要保護児童対策地域協議会	情報の交換や支援内容の協議
水島地区 民生委員・児童委員・主任児童委員	水島児童館の行事や活動の支援、妊娠中や子育て中の不安、悩みに関する相談や支援
四福母親クラブ	水島児童館の行事や活動の支援
妊娠・子育て相談ステーション すくすく	妊娠、出産、育児について専門スタッフ(保健師、助産師等)による相談
倉敷ファミリー・サポート・センター	一時的な子育てを助け合う事業
倉敷児童相談所	相談、調査と診断、措置、一時保護等
倉敷市総合療育相談センターゆめぼる	児童発達支援(療育)、日中一時支援、専門スタッフ(臨床心理士等)による相談
子育てスペース ピヨピヨひろば	地域子育て支援拠点
交流スペース ピョンピョンひろば	地域子育て支援拠点
第四福田幼稚園 子育て広場	子ども同士の遊びや、親同士の交流、子育て経験豊富なボランティアとの交流
連島南幼稚園 子育て広場	子ども同士の遊びや、親同士の交流、子育て経験豊富なボランティアとの交流
子育てサロン ももっこサロン(水島学区)	子育て親子の交流や仲間づくり

3.相談記録

① 記録用紙

水島児童館&児童家庭支援センタークムシ 「子育て相談」		
相談記録用紙		
相談者	ふりがな	性別 男・女
子ども①	ふりがな	性別 男・女 年齢 歳 か月
子ども②	ふりがな	性別 男・女 年齢 歳 か月
相談に至る経緯	他機関での相談の有無や対応について等	
相談内容	相談時の様子（保護者、子どもの観察）	
	相談申込理由	
	具体的な相談内容	
対応内容	様子から気づいた点・判断した点	
	助言や情報の提供	
	申し送り事項	
備考		
記録日	年 月 日	年 月 日
記録者	水島児童館	
	クムシ	

3.相談記録

「気になる」ポイントについて

児童館職員と相談支援員は、遊びのプログラムを行いながら親子の様子について観察したり、コミュニケーションをとりながら家庭や発達の様子をヒアリングしたりします。下記の点など気になるポイントは記録に記入しておきましょう。

- 身体・運動（体を使った動き、手先の様子、姿勢維持の様子 等）
- ことば（言葉遣い、独り言、多弁、言葉の遅れ 等）
- 行動（じっとしていることの苦手さ、ルールや行動へのこだわり、特定の行動を繰り返す 等）
- 人とのかかわり（親子のコミュニケーション、口や手など行動の出やすさ、指示が入らない 等）
- あそびの様子（一人遊びの多さ、特定の遊びへのこだわり、お友だちと遊ぶことの苦手さ 等）
- 保護者の様子（家庭の様子、子育てに関する困りごとや悩み 等）

記録を記入する際のポイント

事実を簡潔にまとめる、具体的客観的な記録になるように心掛けましょう。相談員の判断と対応・助言内容も区別しておきましょう。

日頃からの児童館の利用者なのか、案内や紹介を受けての来館なのかを確認します。過去にどこかの窓口などに相談した経験があるかなども聞き取れるとよい。

客観的な事実をできるだけ具体的、目づ、簡潔に整理して記入します。

助言や情報の提供を行った後、相談者の反応も記入できるとよい。

上記項目以外に、気づいた点やヒアリングした内容を記入します。

水島児童館&児童家庭支援センタークムレ 「子育て相談」			
相談記録用紙			
相談者	ふりがな	性別	年齢
		男・女	
子ども①	ふりがな	性別	年齢
		男・女	歳 か月
子ども②	ふりがな	性別	年齢
		男・女	歳 か月
相談に至る経緯	他機関での相談の有無や対応について等		
相談内容	相談時の様子（保護者、子どもの観察）		
	相談申込理由		
	具体的な相談内容		
対応内容	様子から気づいた点・判断した点		
	助言や情報の提供		
	申し送り事項		
備考			
記録日	年 月 日	年 月 日	
記録者	水島児童館	クムレ	

相談支援員自身が観察し、行動や発言などの見たままの事実を記入します。

相談支援員としての気づきや判断したことについて、申し送りの時に児童館職員とも認識の擦り合わせを行い記録します。

情報共有ミーティングで共通理解し、今後の対応等に関して児童館職員と相談支援員で擦り合わせた内容を記入します。

当日、対応した職員が記入します。

3.相談記録

② 個人情報保護における記録の管理

守秘義務

相談対応を行った記録は、重要な個人情報としての管理が求められます。記録をとることや、どこまでの関係者で情報共有するかなど、あらかじめ相談者の了解をとります。

- ① 相談者に相談内容について記録をとることを説明する。
- ② 記録は児童館とクムレで管理し、両者で情報共有することを説明する。
- ③ 記録をとること、関係者で情報共有することについて相談者に了解を得る。
- ④ 相談者が、相談内容を情報共有されることについて、抵抗を感じている場合は個別に確認をとり、どのような情報の管理が望ましいかヒアリングする。
- ⑤ ヒアリング内容も含め、相談記録用紙に記入しておく。

記録の管理方法

相談記録は、児童館職員と相談支援員が記入し、相談記録用紙はコピーをとって児童館とクムレの双方で保管します。センシティブな個人情報が記載されている為、児童館館長が個人情報の管理責任者となり取り扱いには細心の注意をはらい、記録の保管は施錠されたロッカーや引き出しで管理します。

相談者の様子について新たな情報が確認された場合は、記録用紙に追記していきます。

- ① 相談対応を行った児童館職員と相談支援員が相談記録用紙に記入する。
- ② 記録用紙はコピーをとって、児童館とクムレの双方で保管する。
- ③ 相談者の様子について新たな情報が確認された場合は、相談記録用紙に追記する。
- ④ 情報共有ミーティングにおいて、更新された内容を共有する。

4.情報共有ミーティング

相談内容の共有、相談支援員による助言

「情報共有ミーティング」の目的

「子育て相談」実施後すぐに、聞き取りした相談内容や気になる親子の様子について情報を共有する場を設け、相談支援員の専門的な見地からの助言も仰ぎます。また、必要に応じた関係機関に繋げることの検討や児童館における今後の対応に関してなど、子どもと保護者にとっての優先事項、必要な支援、合理的配慮、役割分担について、共通理解を図ります。

また、ミーティングでは対象の子どもや保護者について、発達の遅れや発達障がいの特性ばかりを確認するのではなく、それぞれのできること、頑張っているところにも着目し、親子に寄り添い見守る対応について話し合います。

親子に福祉的な課題があると判断した場合には、クムレをはじめ地域の関係機関等の必要な地域資源との連携により、適切な支援による早期発見・早期対応に繋がるようにします。

【主に情報共有するポイント】

- ・ 家族構成
- ・ 他機関での相談の有無や対応について
- ・ 相談時の様子（保護者、子どもの観察）
- ・ 相談申込理由
- ・ 具体的な相談内容
- ・ 様子から気づいた点・判断した点
- ・ 助言や情報の提供
- ・ 申し送り事項



-13-

宮古島市ひらら児童館 中学生・高校生世代

サード・プレイス

2021.10.13 ~ 12.24

OPEN

ひらら児童館サード・プレイスは、
中高生世代のためだけの特別な居場所。

運動でも、学習でも、読書でも。
したいことをしてもいいし、
なにもしなくたっていい。

まずは〜と覗いてみ！意外に面白いかもよ？

時間：毎週水曜日・金曜日 18:00～20:00(中学生は19:00まで)
期間：2021.10.13(WED)～2021.12.24(FRI)
料金：軽食、Wi-Fiも含めて利用は無料です
利用には登録が必要です。詳しくは、ひらら児童館まで。

※本事業は厚生労働省委託事業の一環で実施します。

サード・プレイスでは、軽食の提供とFree Wi-Fiが使えます！

実施：一般社団法人沖縄こどもみらい創造支援機構
宮古島市ひらら児童館

中学生・高校生世代サード・プレイス

電話：0980-73-1481 (宮古島市平良字東仲宗根807番地)



twitter 



LINE 公式アカウント

友だち募集中

@893lrse
LINE: @893lrse (LINE ID: 893lrse)
QRコードをスキャンして友達追加



Instagram 



OKINAWA.KODOMO.MIRAI

参考③ 愛知県小牧市 「放課後 CHILL OUT」 ご案内

THANK YOU Let's CHILL OUT

本事業は厚生労働省委託事業の一環で実施します

放課後 Chill out in ラピオ

あつまれ！ 中高生！！

12・17Fry.・18Sat.
16:00~20:00
(中学生は19:00まで)

どんな場所？
Chill out とは、「落ち着く」等の意味があり、最近では「ゆったりする」「のんびりする」「安らぐ」などの意味でも使われています。
普段は小さな子どもや、小学生たちでにぎわう児童館の機能の一部をここ、ラピオに持ってきました！
ちょっと Chill してみませんか？
※児童館とは、18歳以下のみんなが、自由に入入りして遊んだり、相談したりすることが出来る施設です。

なにができるの？
普段の児童館は、工作や各種ボードゲーム、漫画を読む、…などで過ごすことが出来ます。卓球やバドミントンのような、身体を動かす遊びもOK！ その他、絵を描く、勉強をする、クラブ等の自主練、恋愛相談、人生相談、ただぼーっとする…。ダンスの練習や楽器の練習、自主企画など、自分たちでやりたい事を考えまやってみる事も出来ます。(児童館により、多少の違いはありますが…)今回は、児童館に来る 中高生に人気のボードゲームをいろいろと用意してみました。

お菓子も用意して待ってるよ~♡
友達と一緒にでも、一人でも大丈夫！
お金はかかりません、児童館の STAFF と一緒に ちょっと 息抜きしよう♪

Welcome

マンガ読みたい！
ちょっと暇かも。
誰かに話して頭の整理したい
ゆっくりする場所がない…
勉強につかれた…
なんか遊びたい！！

?

お問い合せ 小牧南児童館 ☎0568-77-0454 (9:30~17:30) 担当：安藤

※新型コロナウイルス感染防止の観点から以下の約束を守ってください。
・マスクの着用をお願いします。・入場時検温をします。(37.5℃以上ある時は入場をお断りします)
・入退場時に手指消毒をお願いします。・感染防止の観点からできるだけ窓を避けるようお願いいたします。

参考④ 愛媛県松山市 「でらじのでら小屋」 ご案内



でらじの

でら小屋12月 Ver.

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団
松山市畑寺児童館



しょうがくせい だいがくせい ねえ いっしょ べんぎょう あそ
小学生のみんな！！大学生のお姉さんたちと一緒に勉強や遊びを
たのしみませんか？早く宿題を終わらせて、楽しい冬休みにしよう♪

【日 時】 12月25日（土） 9：30～12：00

【場 所】 畑寺福祉センター 2F ふれあい交流室②

【対 象】 小学生 20人程度

【内 容】 冬休みの宿題、まるつけ、レクリエーションなど

※学校から配布されている、「冬休みの宿題」を必ずご持参ください！

【参加費】 200円

【締 切】 12月10日（金）

【備 考】 新型コロナウイルスの感染状況により、日程・内容の変更や中止をする場合があります。あらかじめご了承ください。

11月16日（火）

申込開始！

OPEN

【お 知 ら せ】

- ・活動の様子を撮影し、ホームページやイベント報告等に使用
する場合があります。
- ・応募者多数の場合は、抽選をさせていただきます。その場合は、
松山市在住の方を優先します。
- ・応募者が少ない場合は実施できないこともあります。

【お 問 合 せ】

〒790-0913 松山市畑寺4丁目8-5

TEL (089) 905-9614

FAX (089) 905-9172

担当：森田・山口

畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら・畑寺・はたでら

きりとり

『でら小屋12月 Ver.』

申込書

受付日(月 日)・受付者()

(ハガキ or ハガキ代【63円】)

フリガナ		学校名	小学校
氏 名	(男・女)	学 年	年 生
保護者名		電話番号	- -
住 所	〒 -		

※個人情報につきましては、当事業の目的以外には使用いたしません。
※事業の中止や日時変更などの際、ご記入の電話番号へご連絡させていただきます。

参考⑤ 児童館ガイドライン

子 発 1001 第 1 号
平成 30 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童館ガイドラインの改正について(通知)

このたび、平成 23 年 3 月に策定した「児童館ガイドライン」を別紙のとおり改正をしたので通知する。

改正の方向性としては、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえたものであり、主に次の観点から改正を行っている。

- ・児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示したこと
- ・児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理したこと
- ・子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示したこと
- ・児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めたこと
- ・子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を加筆したこと
- ・大型児童館の機能・役割について新たに示したこと

貴職におかれては、今般のガイドラインの改正を踏まえ、児童館の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せてお願いする。

これに伴い、「児童館ガイドラインについて」(平成 23 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の通知は廃止する。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

「児童館ガイドライン」

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を促進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4. 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定す

るとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまづきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用す

る。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2 子どもの安定した日常生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通じて、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生子防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによる子どもの育成

- (1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

4 配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力

できるよう活動内容や環境について配慮すること。

- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。

5 子育て支援の実施

(1) 保護者の子育て支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的の実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意

義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。

- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
 - ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう

- 遊びや活動に配慮すること。
- ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第5章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。

- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。)等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
 - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
 - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
 - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3 運営管理

- (1) 開館時間
 - ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
 - ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。
- (2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡
 - ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
 - ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。
- (3) 運営協議会等の設置
 - ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
 - ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
 - ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生

じた場合は、適宜開催すること。

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
 - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
 - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
 - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
 - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
 - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
 - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
 - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
 - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

(2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

(3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エビペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エビペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために

臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

(1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

5 衛生管理

(1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。

(2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。

(3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

(1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

(2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、

- 子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 「放課後児童クラブ」とは、法第6条第3項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。

執筆協力者一覧

【第1章】 調査研究の目的と方法		
	1.調査研究の目的	調査研究委員会
	2.調査研究の方法	調査研究委員会
	3.調査における倫理面への配慮	調査研究委員会
【第2章】 子育て家庭が抱える福祉的課題		
	1.福祉的課題の整理	調査研究委員会
	2.先行事例の紹介	
	先行事例① 大分県杵築市の取組	野上 兼一
	先行事例② 東京都調布市の取組	栗原 尚恒
【第3章】 モデル的事業の実施		
	1.実施自治体の選定	調査研究委員会
	2.評価分析のポイント	調査研究委員会
	3.岡山県倉敷市	岡山県倉敷市
	4.愛知県愛知郡東郷町	愛知県愛知郡東郷町
	5.沖縄県宮古島市	沖縄県宮古島市
	6.愛知県小牧市	愛知県小牧市
	7.愛媛県松山市	愛媛県松山市
	8.支援について考える	
	コラム① 「社会福祉士配置による効果」	高橋 由香里
	コラム② 「思春期の課題に対する対応」	安次富 美和
	コラム③ 「要保護児童対策地域協議会や地域のネットワークにおける児童館への期待」	河崎 みゆき
【第4章】 まとめと提言		
	1.まとめ	植木 信一・藤高 直之
	2.提言	植木 信一・藤高 直之

謝辞

昨今、福祉的な課題を抱える子どもにとっての「サードプレイス」が注目されている。子どもにとって居心地のよい場所として、家庭や学校のほかに、第三の居場所づくりが大切というわけである。そもそも地域のすべての子どもを対象とする児童館は、かねてからサードプレイスとしての居場所づくりに一定の役割を果たしてきた。

一方で、このような第三の居場所をつくればそれでよいというわけではない。とくに福祉的な課題へ対応するには、児童館などの「居場所づくり」スタッフによる「直接支援」のほかに、「関係機関へのつなぎ」による協働が重要な役割を果たしていると考えられる。

本調査研究「児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究」では、児童館ガイドライン（2018）にある、児童館による「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」について、全国の児童館の取り組みを発掘し紹介することによって、児童館活動の果たす役割について調査研究を進め、提言にまとめることができた。

このように、調査研究を進め提言をまとめるにあたっては、委員会を組織し全国の第一線で活躍されているメンバーにご参加いただくことができた。委員の皆さんの現場実践と経験の知見、専門的な助言が、的確な分析と提言内容につながったことは言うまでもない。さらに、調査にご協力いただいた各自治体や児童館関係者のご理解とご協力に感謝を申し上げます。

また、厚生労働省の委託事業として本調査研究の事務局を担っていただいた、小学館集英社プロダクションのパブリックサービス事業部児童企画事業課の尾崎氏をはじめスタッフのみなさんの惜しみないご努力によって報告書が完成したことにも感謝を申し上げます。

ちょうど本調査研究を進めているタイミングで、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、家や学校以外の子どもの居場所「児童育成支援拠点（仮称）」の提案が行われた。さらに、これらの動向を踏まえた児童福祉法の改正も予定されていると聞いている。本調査研究の成果が、今後の子どもや家庭の福祉の一助になれば幸いである。

新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
植木 信一

厚生労働省委託事業

児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究

令和4年3月

受託者：株式会社小学館集英社プロダクション

所在地：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-20 SP 神保町第2ビル5F

TEL：03-3515-6862

